

(仮称) SVH 千里丘新築工事に係る
環境影響評価

事後調査年次状況報告書
(令和 2 年度版)

令和 3 年 6 月

株式会社 ビバホーム

目 次

| | |
|------------------------------------|----|
| 1 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名..... | 1 |
| 2 事業者の環境に対する取組方針..... | 2 |
| (1) ビバホーム環境への取り組み..... | 2 |
| (2) 環境推進体制..... | 3 |
| 3 事業の名称及び内容..... | 4 |
| (1) 事業の名称..... | 4 |
| (2) 事業の実施場所..... | 4 |
| (3) 事業計画の概要..... | 4 |
| (4) 工事工程..... | 13 |
| (5) 施設の供用開始時期..... | 13 |
| 4 当該事業における環境に対する取組方針..... | 14 |
| 5 事後調査の結果..... | 15 |
| (1) 事後調査の目的..... | 15 |
| (2) 事後調査の対象とする環境要素及びその時期..... | 15 |
| (3) 事後調査の内容..... | 16 |
| (4) 事後調査の結果..... | 21 |
| 6 まとめ..... | 40 |
| (1) 大気汚染..... | 40 |
| (2) 環境保全措置..... | 40 |
| 7 当該事業における環境取組の実施状況..... | 41 |
| 8 委託先の名称等..... | 53 |

1 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

事業者の名称 : 株式会社ビバホーム

代表者氏名 : 代表取締役社長兼 CEO 坂本 晴彦

主たる事務所の所在地 : 埼玉県さいたま市浦和区上木崎 1 丁目 13 番 1 号

2 事業者の環境に対する取組方針※

(1) 事業者の環境への取組

事業者の環境への取組は、以下のとおりである。

ビバホームは、2017年2月21日に環境マネジメントシステムの新規格である「ISO14001:2015」の認証を、本社にて取得しました。

ISO14001とは、国際標準化機構(ISO)が定めた環境マネジメントの国際規格であり、組織がISO規格に沿った環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければならない事項(要求事項)が盛り込まれています。

当社では、このマネジメントシステムに則り、本社部門を対象として2016年4月より、システムの構築に取り組んで参りました。

この度その活動の成果として、第三者機関(審査登録機関)の審査を受けた結果、当社の環境マネジメントシステムが、国際規格の要求事項を満たすものとして、ISO14001:2015認証企業として登録されました。

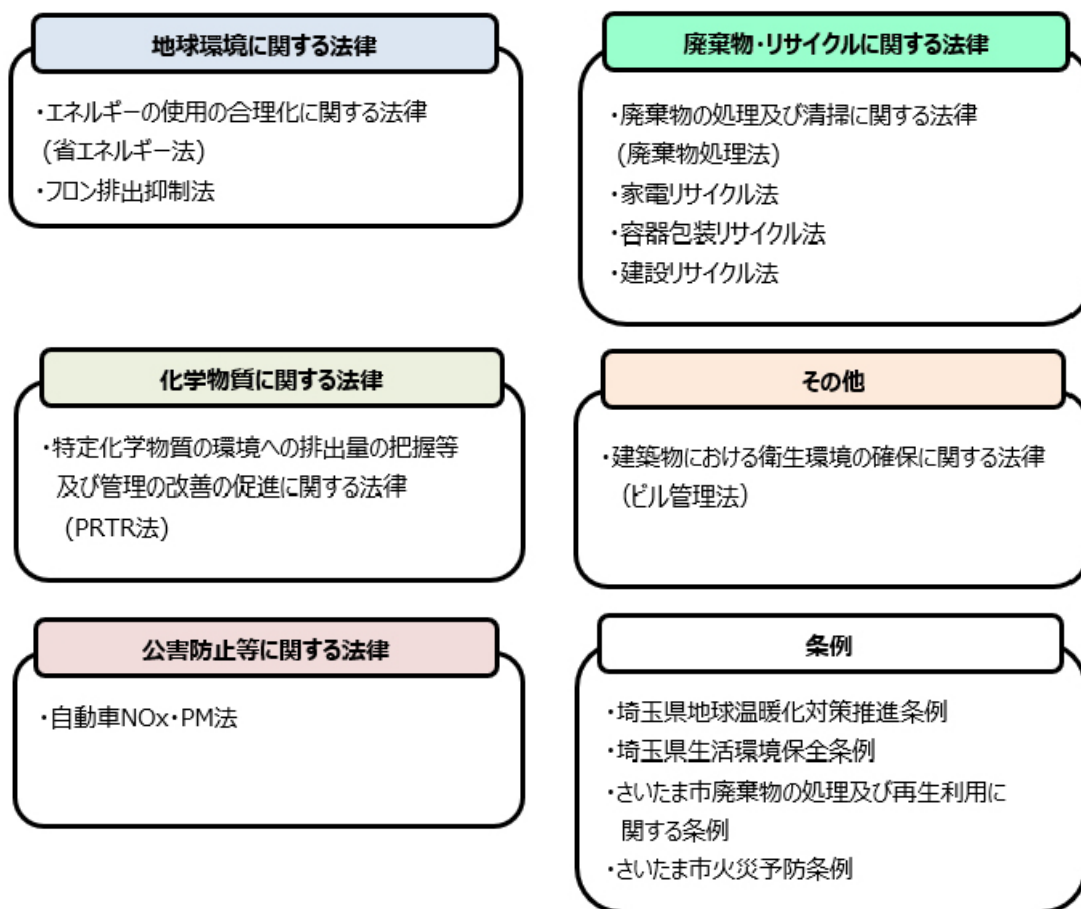
今後は、今まで以上に環境に配慮した事業活動を展開し、低炭素社会の実現に貢献するとともに、「地球環境・地域社会・人にやさしい会社」を目指して参ります。

< 認証登録の概要 >

| | |
|--------|--|
| 審査登録機関 | 一般社団法人 日本能率協会審査登録センター (JMAQA) |
| 適用規格 | JISQ14001:2015 / ISO14001:2015 |
| 登録証番号 | JMAQA-E924 |
| 登録範囲 | 住生活関連商品の販売・修理・取り付けサービス並びに住宅リフォーム施工に係わる管理業務 |
| 登録事業所 | 株式会社ビバホーム 本社 埼玉県さいたま市浦和区上木崎1丁目13番1号 |
| 登録日 | 2017年2月21日(有効期限:2023年2月20日) |

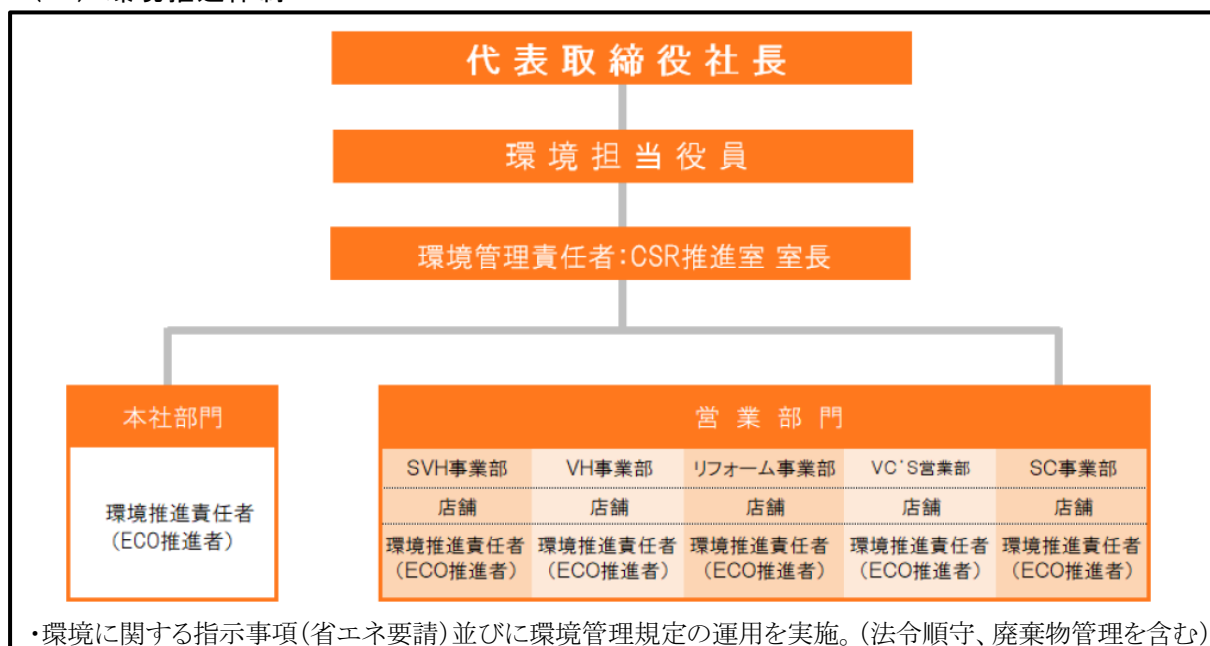
※ 事業者の名称(商号)変更(旧商号:株式会社LIXILビバ、変更日:令和2年11月10日)に伴い、「(仮称)SVH千里丘新築工事に係る環境影響評価書」(令和2年8月、株式会社LIXILビバ)(以下、「評価書」という。)から、事業者の環境に対する取組方針が変更となっている。

順守義務 評価結果



毎年（年1回）、ビバホーム本社において順守すべき法令や条例等がきちんと守られているか義務事項を特定・リスト化し、遵守（適合）しているかを確認しております。また、特定された義務事項は、WEBサイトへのアクセス、外部専門機関、行政窓口からの情報入手などによって最新化を図っております。

(2) 環境推進体制



3 事業の名称及び内容

(1) 事業の名称

(仮称) SVH 千里丘新築工事

(2) 事業の実施場所

吹田市千里丘北 311-1 外 (図 3-1 参照)

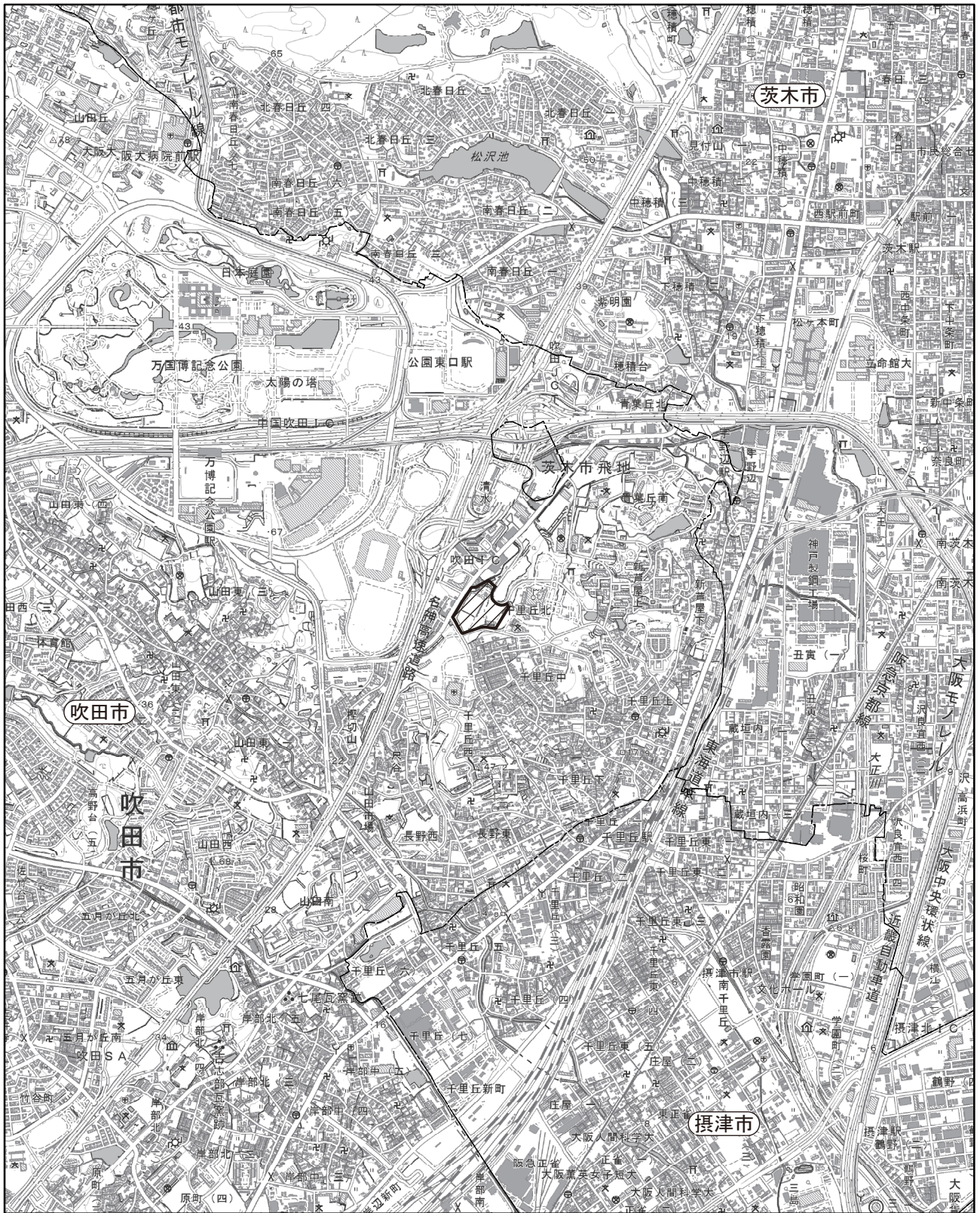
(3) 事業計画の概要

本事業は「商業施設の建設」であり、ミリカゴルフセンター及び MBS 毎日放送千里丘ミリカセンターの跡地に、ホームセンターとこれに付随する駐車場を建設し運営するものである。想定利用客数は、休日 1 日 (平均的な休日) 当たり約 8,500 人を想定している。

土地利用計画は、表 3-1 及び図 3-2 に示すとおりである。

表 3-1 土地利用計画

| 土地利用区分 | 面積 (m ²) | 構成比 (%) | 備考 |
|-----------|----------------------|---------|----|
| 施設棟 | 13,380.50 | 41.5 | |
| 駐車場 | 2,395.84 | 7.4 | |
| 駐輪場 | 431.40 | 1.4 | |
| 緑地 | 8,228.83 | 25.5 | |
| 広場・通路・車路等 | 7,789.40 | 24.2 | |
| 合計 | 32,225.97 | 100.0 | |



凡例

 事業計画地

--- 市境界



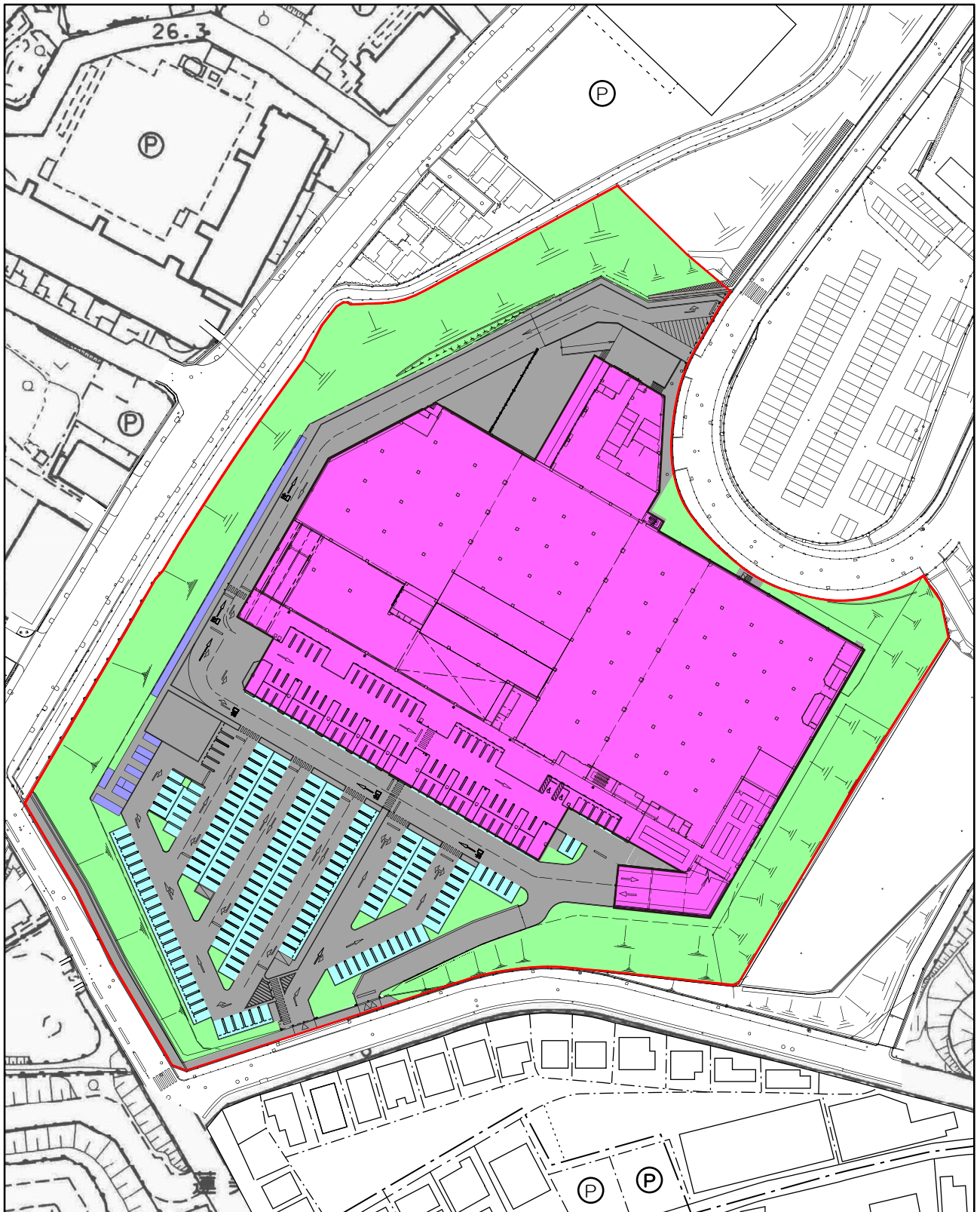
Scale 1:25,000

0 250 500 750 1000m



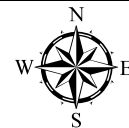
図3-1 事業計画地の位置

※この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図(吹田)を使用したものである。



凡例

- ⬮ 事業計画地
- 建築物
- 駐車場
- 駐輪場
- 緑地
- 広場・通路・車路等



Scale 1:1,500

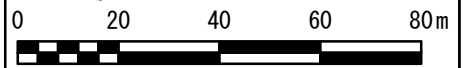


図3-2 土地利用計画図

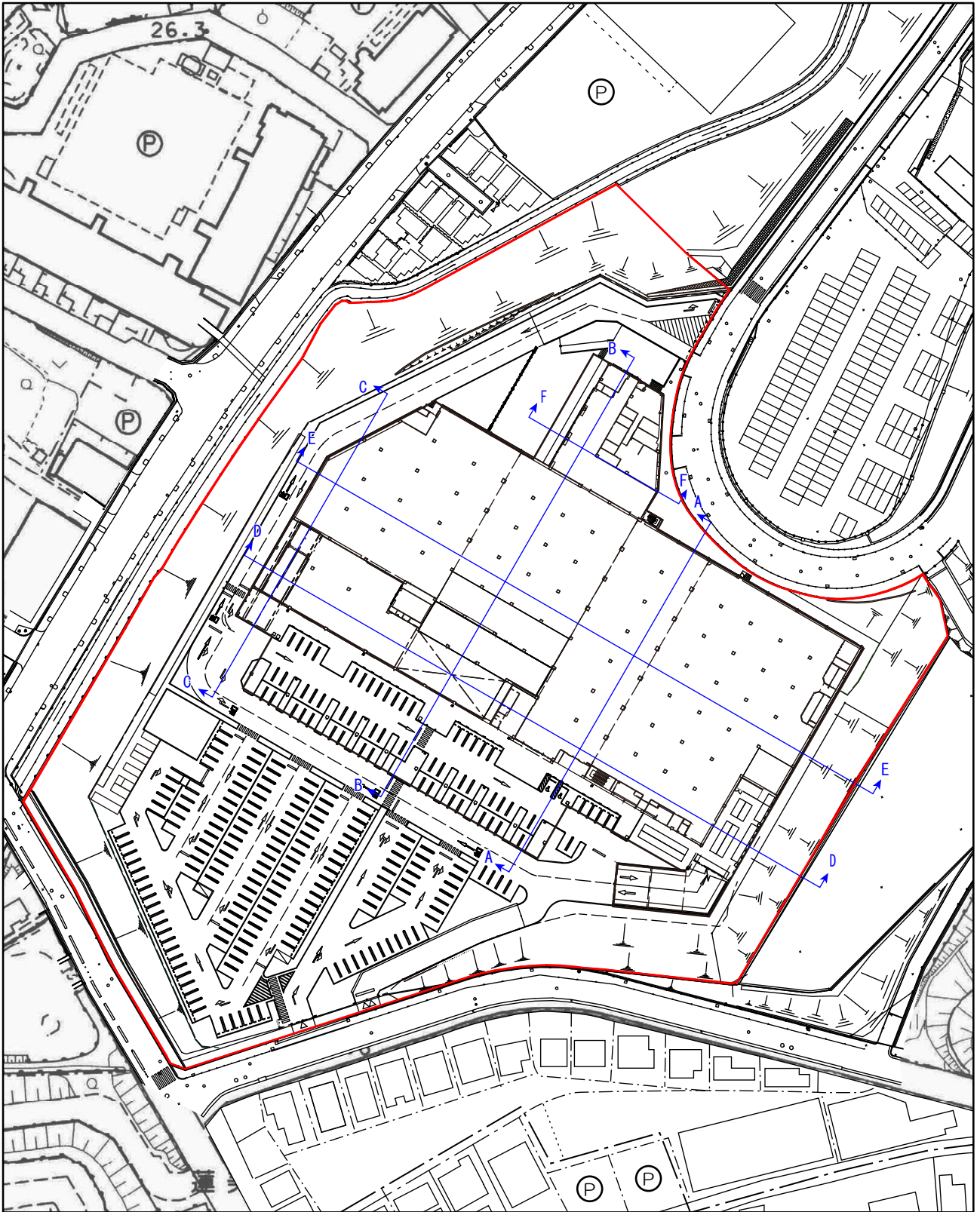
建築物の概要は、表 3-2 に示すとおりである。

建築面積及び延べ床面積は、それぞれ 12,735.38m² 及び 12,774.91m² を計画している。


予定建築物の平面図、断面図、立面図は、図 3-3～図 3-5 に示すとおりである。

表 3-2 建築計画の概要

| | |
|-------|------------------------------------|
| 建物用途 | 物販店舗（ホームセンター） |
| 建物構造 | 鉄骨造 |
| 建築面積 | 12,735.38m ² |
| 建ぺい率 | 41.04% |
| 延べ床面積 | 12,774.91m ² |
| 容積率 | 32.70% |
| 店舗面積 | 9,947.67m ² |
| 建物高さ | 11.95m (ただし、塔屋看板を含めた最大高さは約 20m) |
| 階数 | 地上 1 階 |
| 駐車場台数 | 531 台 |
| 駐輪場台数 | 300 台 |



凡例

 事業計画地



Scale 1:1,500

0 20 40 60 80m



图3-3 建築物平面図

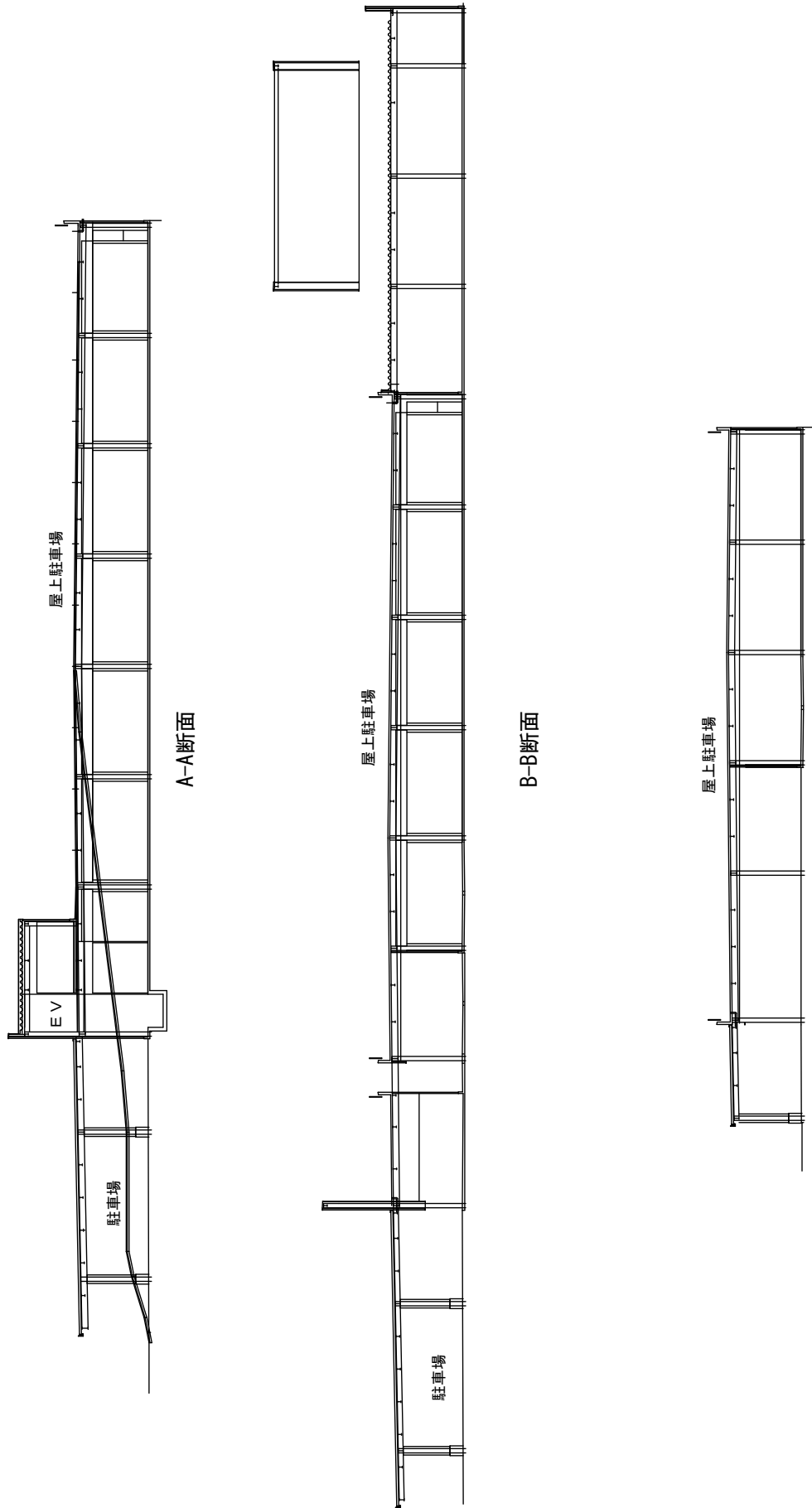
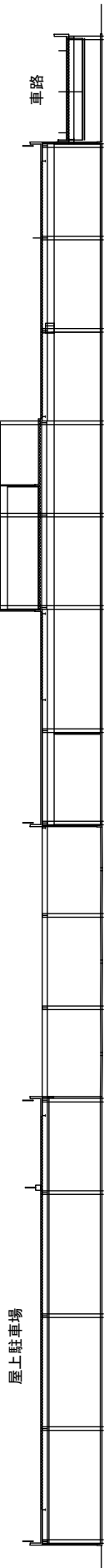
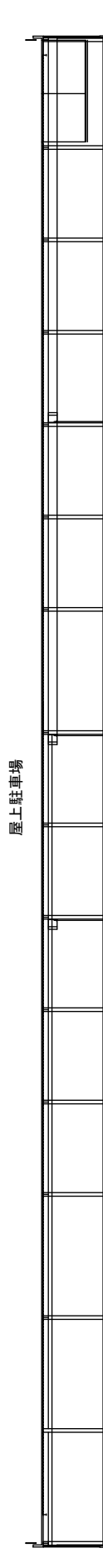


図3-4 (1) 建築物断面図

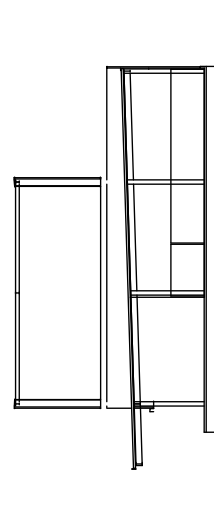


D-D断面



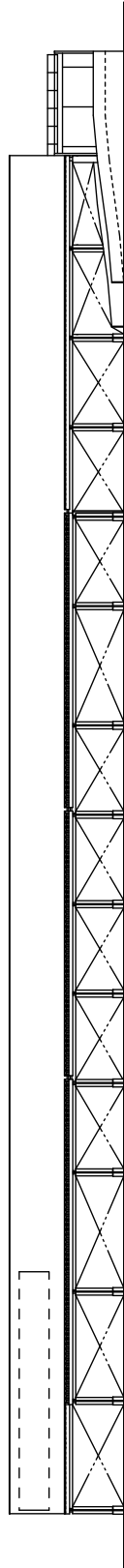
屋上駐車場

E-E断面

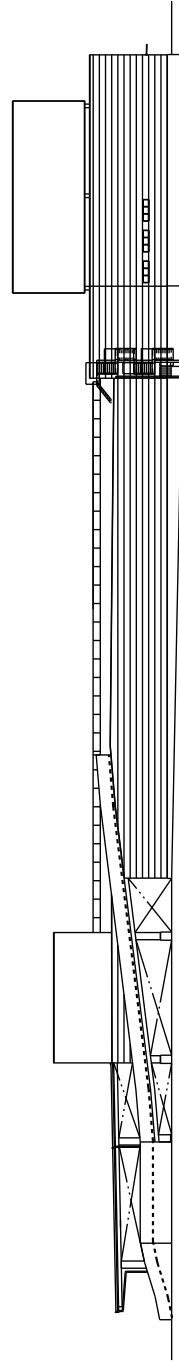


F-F断面

図3-4 (2) 建築物断面図

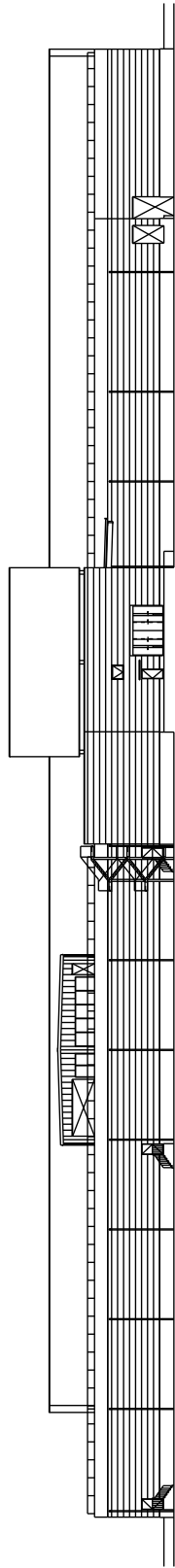


南側立面图

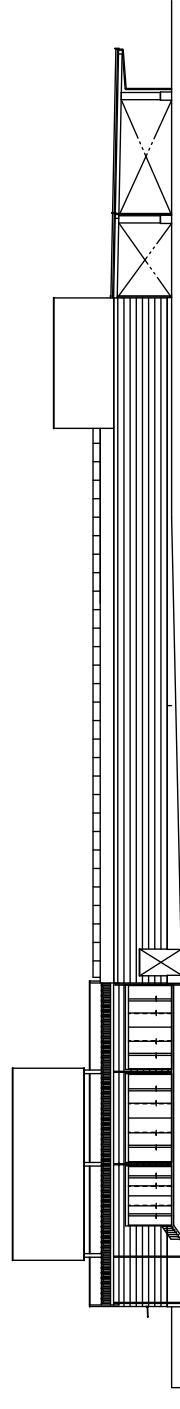


東側立面图

图3-5 (1) 建築物立面图



北側立面图



西側立面图

图3-5 (2) 建築物立面图

(4) 工事工程

工事工程は、表 3-3 に示すとおりである。

表 3-3 工事工程

| | 令和2年 | 令和3年 | | | | | | |
|--------------|------|------|----|----|----|----|----|----|
| | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 |
| 外溝工事 開発工事 | | | | | | | | |
| 建築工事 | | | | | | | | |
| 設備工事 | | | | | | | | |

(5) 施設の供用開始時期

施設の供用開始は、令和3年8月を予定している。

4 当該事業における環境に対する取組方針

本事業では、工事中及び施設の存在・供用において、省エネルギーやヒートアイランド対策、環境配慮型機器の採用、廃棄物の減量化、地域の環境学習など、様々な取り組みを行っていくものであり、周辺の生活環境の向上を目指していくものとする。

本事業における環境に対する取組方針としては、商業施設では全国トップクラスといえる CASBEE A ランクを目指したエコストアとして、地球温暖化対策、廃棄物の発生抑制・再資源化による循環型社会の形成、自然エネルギーの活用及び省エネルギー機器の採用、環境教育・啓発活動による関係者や利用客への環境意識の高揚を図るものである。

5 事後調査の結果

(1) 事後調査の目的

事後調査は、本事業に係る工事の着手後に、本事業の実施が環境に及ぼす影響を把握し、本事業の影響を検証するとともに、必要に応じて適切な環境保全措置を講じることなどにより、周辺地域の環境保全を図ることを目的とする。

(2) 事後調査の対象とする環境要素及びその時期

事後調査の対象とする環境要素及びその時期は、表 5-1 に示すとおりである。

令和 2 年度の事後調査項目は、工事中の大気汚染(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)及び騒音・振動である。

表 5-1 事後調査の対象とする環境要素及びその時期

| 環境影響要因 | | 調査項目 | | 調査実施期間 | 調査実施時期 (予定) | | |
|--------|-----------|--------------|--|----------------------------|-------------|---------|---------|
| | | | | | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
| 工事中 | 建設機械等の稼働 | 大気汚染 | ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 | 工事期間中 | ○ | ○ | — |
| | | 騒音・振動 | ・騒音レベル ・振動レベル | 工事のピーク時期 1 回 | ○ | — | — |
| 供用後 | 施設の供用 | 温室効果ガス・エネルギー | ・エネルギー使用量 (床面積あたり原単位) ・二酸化炭素排出量 (床面積あたり原単位) | 施設供用後 1 年間 | — | ○ | ○ |
| | | 廃棄物等 | ・種類別発生量 (床面積あたり原単位) ・リサイクル量 (床面積あたり原単位) | 施設供用後 1 年間 | — | ○ | ○ |
| | 施設関連車両の走行 | 大気汚染 | ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 | 施設供用後 | — | ○ | — |
| | | 騒音・振動 | ・騒音レベル ・振動レベル | 施設供用後 3 回 (平日、休日、試合開催日) | — | ○ | — |
| | | 交通混雑 | ・交通量等 | 施設供用後 3 回 (平日、休日、試合開催日) | — | ○ | — |

(3) 事後調査の内容

ア 大気汚染

(ア) 調査項目

建設機械等の稼動に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質

(イ) 調査範囲

事業計画地内

(ウ) 調査実施期間

令和2年12月～令和3年3月

(エ) 調査方法

工事作業日報の整理等により、建設機械及び工事用車両の種類、稼働台数・時間を把握した。それにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の排出量を算出した。

イ 騒音・振動

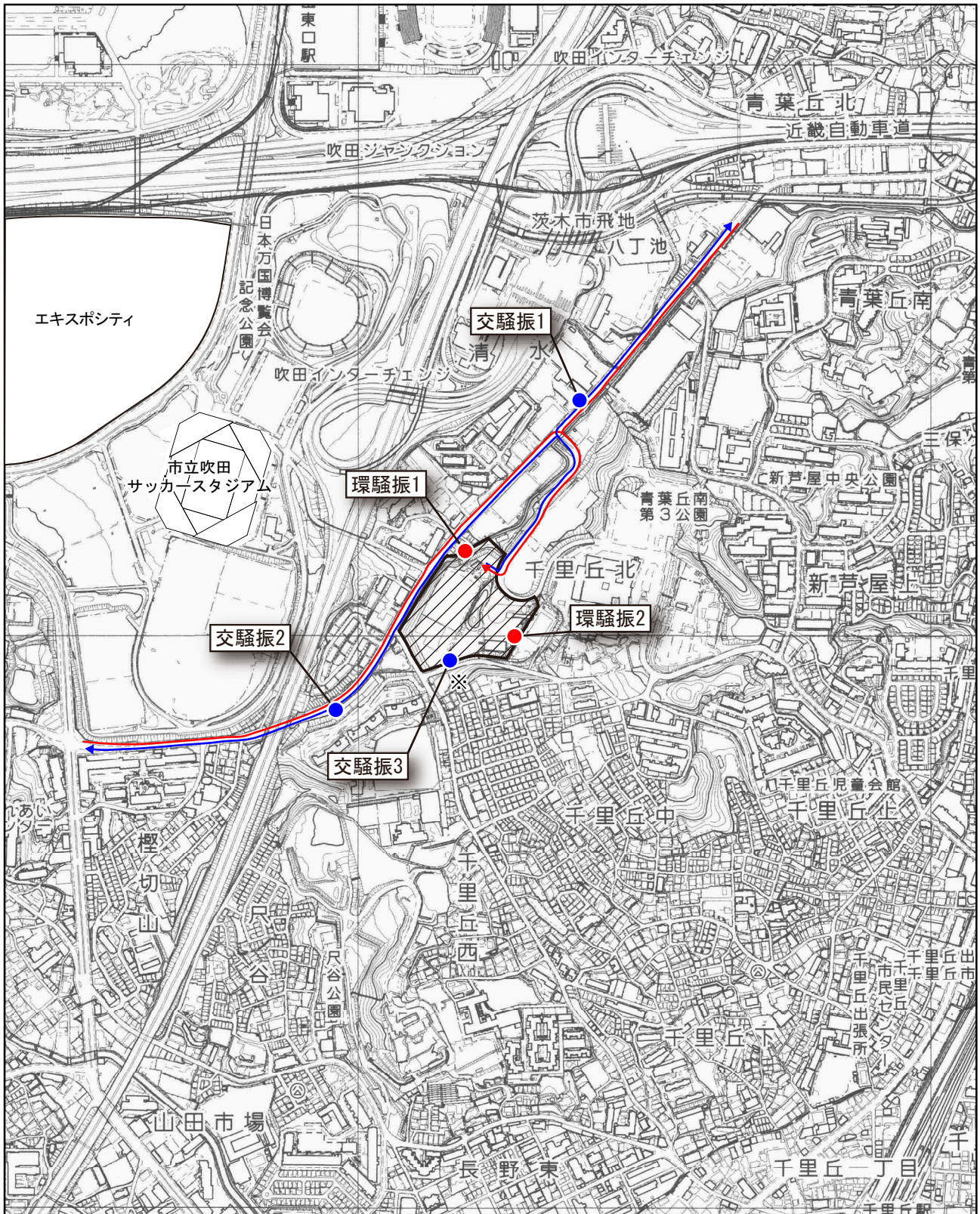
(ア) 調査項目

建設機械等の稼動に伴う騒音レベル及び振動レベル






工事用車両の走行に伴う騒音レベル及び振動レベル

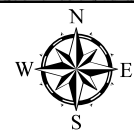
(イ) 調査地点

事業計画地敷地境界上3地点及び工事用車両主要走行ルート沿道2地点(図5-1参照)



凡例

-  事業計画地
-  入場経路
-  退場経路
-  一般環境騒音・振動調査地点
-  道路交通騒音・振動調査地点
- ※調査時は工事関係車両の出入りがなかったため、
一般環境騒音・振動調査地点とした



Scale 1:10,000

0 100 200 300 400 500m



図5-1 調査地点図

(ウ) 調査実施日時

工事計画を基に、建設機械の稼動に伴う騒音及び振動による影響が最も大きくなると想定される時期とし、以下に示す日時に実施した。

| |
|---------------------------|
| 令和3年2月25日(木) 6:00 ~ 22:00 |
|---------------------------|

(エ) 調査方法

調査は、以下に示す方法で行った。

表 5-2 騒音調査方法

| | |
|----------|--|
| 測定項目 | 時間率騒音レベル：90%レンジの上端値 (L_{A5}) |
| 実測時間 | 連続した16時間の測定とし、10分間毎に演算処理を行った。 |
| 測定機器 | JIS C 1509-1 に適合する普通騒音計 |
| 測定機器使用条件 | マイクロホンの高さ：地上1.2m 周波数補正回路：A特性 動特性：FAST |
| データ整理 | 10分間について、0.2秒間隔3000個の騒音レベル瞬時値のサンプリングを行い、時間率騒音レベルの算出を行った。 |

表 5-3 振動調査方法

| | |
|----------|---|
| 測定項目 | 時間率振動レベル：80%レンジの上端値 (L_{10}) |
| 実測時間 | 連続した16時間の測定とし、毎正時から10分間毎に記録を行った。 |
| 測定機器 | JIS C 1510 に適合する振動レベル計 |
| 測定機器使用条件 | 測定方向：鉛直方向 (Z方向) 振動感覚補正回路：鉛直振動特性 動特性 (時定数)：0.63秒 |
| データ整理 | 10分間について1秒間隔600個の振動レベル瞬時値のサンプリングを行い、時間率振動レベルの算出を行った。 |



調査状況 (環騒振 1)



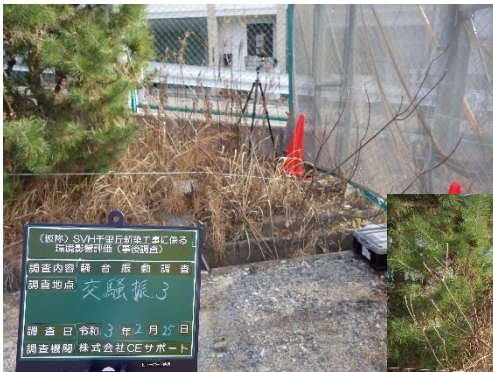
調査状況 (環騒振 2)



調査状況 (交騒振 1)



調査状況（交騒振 2）



調査状況（交騒振 3）

(4) 事後調査の結果

ア 大気汚染

(ア) 建設機械の稼働状況

令和2年度（令和2年12月～令和3年3月）に実施した工事で使用した建設機械の月当たりの延べ稼働台数は、表5-4に示すとおりである。なお、建設機械は、表5-5に示す排出ガス・騒音対策型の機械を使用している。建設機械の1日当たりの稼働時間は、8:00～17:00（12:00～13:00は昼休憩）の間で概ね8時間であった。

令和2年12月～令和3年3月に実施した工事は、外構工事、開発工事、建築工事及び設備工事である。

表5-4 建設機械の月当たり延べ稼働台数

(単位：台)

| 建設機械 | 年月 | 令和3年 | | | 合計 |
|------------|-------------|------|-----|-----|-------|
| | 令和2年 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| バックホウ | 18 | 107 | 189 | 191 | 505 |
| 振動ローラー | 0 | 0 | 0 | 7 | 7 |
| ラフタークレーン | 0 | 7 | 22 | 77 | 106 |
| 高所作業車 | 0 | 0 | 0 | 6 | 6 |
| 発電機 | 0 | 50 | 50 | 50 | 150 |
| 生コン車 | 0 | 29 | 274 | 22 | 325 |
| コンクリートポンプ車 | 0 | 4 | 13 | 3 | 20 |
| ダンプ | 0 | 488 | 210 | 343 | 1,041 |
| 合計 | 18 | 685 | 758 | 699 | 2,160 |

表 5-5 主な使用建設機械一覧

| 持込機械名 | 規格 | メーカー | 製造年月日 | 対策 | |
|----------|--------------------|------------|-------------|--------|-------|
| | | | | 排出ガス | 騒音 |
| バックホウ | 0.45m ³ | 日立建機 | 平成 26 年 1 月 | 三省対応 | 超低騒音型 |
| バックホウ | 0.28m ³ | コベルコ | — | 2 次排ガス | 低騒音型 |
| バックホウ | 0.09m ³ | コベルコ | — | 2 次排ガス | 超低騒音型 |
| バックホウ | 0.11m ³ | コベルコ | — | 3 次排ガス | 超低騒音型 |
| バックホウ | 0.09m ³ | コマツ | 平成 25 年 9 月 | 三省対応 | 超低騒音型 |
| バックホウ | 0.5m ³ | コマツ | — | 三省対応 | 超低騒音型 |
| バックホウ | 0.8m ³ | コマツ | — | 三省対応 | 超低騒音型 |
| バックホウ | 0.28m ³ | コマツ | — | 三省対応 | 超低騒音型 |
| バックホウ | 0.09m ³ | クボタ建機 | — | 三省対応 | 超低騒音型 |
| 振動ローラー | 2780kg | 日立建機 | — | 三省対応 | 超低騒音型 |
| ラフタークレーン | 25t | 加藤製作所 | — | 3 次排ガス | 低騒音型 |
| ラフタークレーン | 70t | タダノ | — | 3 次排ガス | 低騒音型 |
| 高所作業車 | 12M | アイコーホレーション | — | 3 次排ガス | — |
| 発電機 | 150kVA | アクテイオ | — | 3 次排ガス | 低騒音型 |
| 発電機 | 60kVA | デンヨー | — | 3 次排ガス | 低騒音型 |

注) 排出ガス対策のうち、「2 次排ガス」は平成 9 年に定めた第 2 次基準値を満足する建設機械、「3 次排ガス」は平成 18 年に定めた第 3 次基準値を満足する建設機械、「三省対応」は環境省、経済産業省、国土交通省の三省共管の「特定特殊自動車排ガスの規制等に関する法律」(平成 17 年)に基づく基準値(国土交通省の第 3 次基準値に該当)を満足する建設機械である。



バックホウ (0.45m³ 級)



バックホウ (0.28m³ 級)



バックホウ (0.09m³ 級)



バックホウ (0.11m³ 級)





バックホウ (0.09m³ 級)



バックホウ (0.5m³ 級)



バックホウ (0.8m³ 級)



バックホウ (0.28m³ 級)





バックホウ (0.09m³ 級)



振動ローラー



ラフタークレーン (25t)



ラフタークレーン (70t)





高所作業車 (12M)



発電機 (150kVA)



発電機 (60kVA)



(イ) 工事関係車両の走行状況

令和2年度（令和2年12月～令和3年3月）における工事関係車両の月当たりの延べ台数（通勤車両は期間延べ台数）は、表5-6に示すとおりである。なお、工事関係車両のうち大型車については、表5-7に示す排出ガス対策型の車両を使用している。工事関係車両は、令和3年3月末時点の出入りは、後出の図7-1に示す事業計画地北側の道路からの出入口を利用している。工事関係車両の駐車場は、同じく図7-1に示すとおり、事業計画地内に整備している。

表5-6 工事関係車両の月当たり延べ台数

(単位：台)

| 大型車 | | | | 合計 | 通勤車両 |
|-------------|------|-----|-----|-------|------------------------|
| 令和2年 12月 | 令和3年 | | | | 令和2年12月 ～ 令和3年3月 |
| | 1月 | 2月 | 3月 | | |
| 0 | 521 | 497 | 368 | 1,386 | 692 |

表 5-7 (1) 使用大型車両一覧

| 車両用途 | メーカー | 型式 | 対策 |
|------|-------------|----------------|---------------------------------|
| 生コン車 | 日産自動車(株) | ADG-CW2XL | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | いすゞ自動車(株) | PJ-CXZ77K6 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | いすゞ自動車(株) | KL-CXZ51K4 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日産自動車(株) | KL-CW48A | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | UD トラックス(株) | QKG-CW5XL | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日野自動車(株) | 2PG-FS1AGA | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日野自動車(株) | QKG-FS1AKAA | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日野自動車(株) | QPG-FS1AKDA | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 三菱自動車(株) | PJ-FV50JX | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日産自動車(株) | ADG-CW4XL | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | いすゞ自動車(株) | PJ-CXZ51K6 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | いすゞ自動車(株) | PDG-CXZ77K8 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | いすゞ自動車(株) | LKG-CXZ77AT | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | いすゞ自動車(株) | QKG-CXZ77AT | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | いすゞ自動車(株) | QKG-CXZ77BT | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | いすゞ自動車(株) | 2KG-CXZ77CT | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日野自動車(株) | KS-FS2PKJA | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日野自動車(株) | 2PG-FS1AGA | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | UD トラックス(株) | 2PG-CW5AL | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | UD トラックス(株) | 2PG-CW5AL | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | いすゞ自動車(株) | QKG-CXZ77AT | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | いすゞ自動車(株) | QKG-CXZ77AT | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | いすゞ自動車(株) | QKG-CXZ77AT | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | UD トラックス(株) | 2PG-CW5AL | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 三菱自動車(株) | 2KG-FV70GX | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 三菱自動車(株) | 2KG-FV70GX | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 三菱自動車(株) | QKG-FV50VX | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日野自動車(株) | LKG-FJ7JDAA | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日野自動車(株) | LKG-FJ7JDAA | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 三菱自動車(株) | PDG-FK72FZ | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | UD トラックス(株) | 2PG-BTR90U2 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日野自動車(株) | BDG-FJ7JDWA | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日産自動車(株) | BDC-PK36C | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 三菱自動車(株) | QKG-FV72FZ | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日野自動車(株) | KS-FJ7JDFA | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日野自動車(株) | 2KG-FJ2ABA | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 三菱自動車(株) | KL-FK71HDZ | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | いすゞ自動車(株) | 2KG-CXZ60CT | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | いすゞ自動車(株) | 2KG-CXZ60CT | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | UD トラックス(株) | CW5XL-30086 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 三菱自動車(株) | FV50KJX-530596 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日野自動車(株) | QKG-FS1AKAA | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |

表 5-7 (2) 使用大型車両一覧

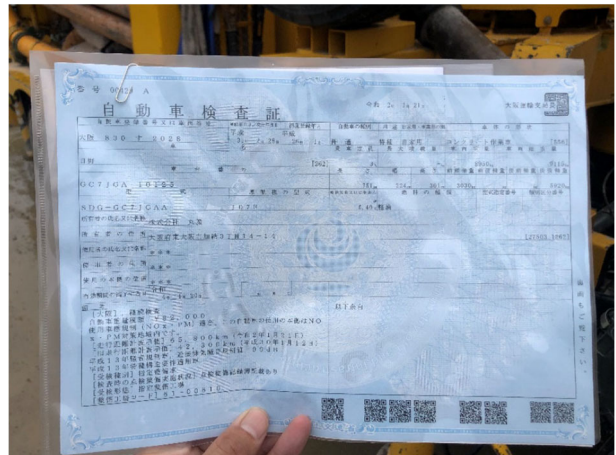
| 車両用途 | メーカー | 型式 | 対策 |
|------|-----------|-----------------|---------------------------------|
| 生コン車 | 日野自動車(株) | KS-FS1EKJA | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日野自動車(株) | KS-FS1EKJA | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日野自動車(株) | QKG-FS1AKAA | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | いすゞ自動車(株) | KL-CXZ73K3 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日野自動車(株) | 2PG-FS1AGA | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日野自動車(株) | KS-FS1EKJA | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日野自動車(株) | QKG-FS1AKAA | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日野自動車(株) | 2PG-FS1AGA | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日野自動車(株) | QKG-FS1AKAA | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日野自動車(株) | QKG-FS1AKAA | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日野自動車(株) | QKG-FS1AKAA | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日野自動車(株) | QKG-FS1AKAA | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日野自動車(株) | 2PG-FS1AGA | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日野自動車(株) | KL-FS2PKGA | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | いすゞ自動車(株) | PJ-CXZ77K6 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日野自動車(株) | 2PG-FS1AGA | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | いすゞ自動車(株) | KL-CXZ51K4 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | いすゞ自動車(株) | KL-CXZ51K4 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | いすゞ自動車(株) | cxz77k8-7000865 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | いすゞ自動車(株) | cxz77k8-7000884 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | いすゞ自動車(株) | cxz77k8-7000888 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | いすゞ自動車(株) | cxz77k8-7000892 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日野自動車(株) | GK8JKW-12009 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日野自動車(株) | GK8JKW-12008 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日野自動車(株) | GK8JKW-12010 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日野自動車(株) | GK8JKA-10041 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | いすゞ自動車(株) | FVZ34-7001558 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | いすゞ自動車(株) | FVZ34-7001564 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | いすゞ自動車(株) | FVZ34-7001565 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | いすゞ自動車(株) | FVZ34-7001566 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | いすゞ自動車(株) | FVZ34-7001567 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | いすゞ自動車(株) | FVZ34-7001568 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | いすゞ自動車(株) | FVZ34-7001561 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日野自動車(株) | GK8JKW-10236 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日野自動車(株) | GK8JKW-10225 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日野自動車(株) | GK8JKW-10226 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日野自動車(株) | GK8JKW-10185 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日野自動車(株) | GK8JKW-10237 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日産自動車(株) | CX2KL-00131 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日産自動車(株) | CW53AH20078 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| 生コン車 | 日産自動車(株) | CW55XH00403 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |

表 5-7 (3) 使用大型車両一覧

| 車両用途 | メーカー | 型式 | 対策 |
|------------|-----------|---------------|---------------------------------|
| コンクリートポンプ車 | 日野自動車(株) | QPG-FH1ANDA 改 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| コンクリートポンプ車 | いすゞ自動車(株) | 2KG-CYZ77CM 改 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| コンクリートポンプ車 | 日野自動車(株) | QPG-FW1EWEA 改 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| ダンプ | 三菱自動車(株) | PJ-FV50JY | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| ダンプ | 三菱自動車(株) | PJ-FV50JY | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| ダンプ | 三菱自動車(株) | PJ-FV50JY | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| ダンプ | 三菱自動車(株) | PJ-FV50JY | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| ダンプ | 三菱自動車(株) | PJ-FV50JY | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| ダンプ | 三菱自動車(株) | PJ-FV50JY | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| ダンプ | 三菱自動車(株) | PJ-FV50JY | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| ダンプ | 三菱自動車(株) | BDG-FV50JY | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| ダンプ | 三菱自動車(株) | BDG-FV50JY | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| ダンプ | 三菱自動車(株) | BDG-FV50JY | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| ダンプ | いすゞ自動車(株) | PDG-CYZ52P8 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| ダンプ | いすゞ自動車(株) | PDG-CYZ52P8 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| ダンプ | 三菱自動車(株) | QKG-FV60VY | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| ダンプ | 三菱自動車(株) | QKG-FV60VY | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| ダンプ | 三菱自動車(株) | QKG-FV60VY | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| ダンプ | 三菱自動車(株) | QKG-FV60VY | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| ダンプ | 三菱自動車(株) | QKG-FV60VY | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| ダンプ | 日野自動車(株) | FS1EPY-10452 | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |
| ダンプ | 三菱自動車(株) | BDG-FV50JX | 使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合 |



生コン車



コンクリートポンプ車



ダンプ

(ウ) 建設機械等の稼働により発生する大気汚染物質による影響の評価

a 大気汚染物質排出量の算出

令和2年度（令和2年12月～令和3年3月）における月別の建設機械等からの大気汚染物質排出量は、表5-8に示すとおりである。また、参考に評価書における大気汚染物質排出量を表5-9に示す。

月別の建設機械等から算出した大気汚染物質排出量の最大値は、窒素酸化物（NO_x）が789kg/月、浮遊粒子状物質（SPM）が46kg/月であり、評価書における月別排出量の予測結果の最大値（NO_x：1,080kg/月、SPM：57kg/月）を下回っている。また、令和2年度の合計算出排出量は、窒素酸化物（NO_x）が1,996kg/4ヶ月、浮遊粒子状物質（SPM）が109kg/4ヶ月であり、評価書における連続した4ヶ月間の排出量の予測結果の最小値～最大値（NO_x：892～3,017kg/4ヶ月、SPM：53～152kg/4ヶ月）の範囲内にある。

表5-8 月別の大気汚染物質排出量（今回算出した結果）

| 項目 | 単位 | 令和2年 | 令和3年 | | | 令和2年度 合計 |
|-----------------|------|------|------|-----|-----|-------------------|
| | | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| NO _x | kg/月 | 41 | 470 | 697 | 789 | 1,996 (kg/4ヶ月) |
| SPM | kg/月 | 2 | 24 | 37 | 46 | 109 (kg/4ヶ月) |

表5-9 (1) 月別の建設機械等からの大気汚染物質排出量（参考：評価書における予測結果）

| 項目 | 単位 | 着工後月数 | | | | | | | | | | | |
|-----------------|------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| NO _x | kg/日 | 212 | 203 | 908 | 1,080 | 687 | 342 | 252 | 222 | 76 | 0 | 0 | 0 |
| SPM | kg/日 | 11 | 11 | 42 | 57 | 36 | 17 | 16 | 14 | 6 | 0 | 0 | 0 |

表5-9 (2) 建設機械等からの年間大気汚染物質排出量（参考：評価書における予測結果）

| | 窒素酸化物 | 浮遊粒子状物質 |
|--------|-----------|---------|
| 年平均値予測 | 3,982kg/年 | 210kg/年 |
| 1時間値予測 | 58.1kg/日 | 3.0kg/日 |

注) 評価書より抜粋。

b 建設機械等の稼働により発生する大気汚染物質による影響の評価

令和2年度（令和2年12月～令和3年3月）における建設機械等からの大気汚染物質排出量から、周辺住居等における最大着地濃度地点の濃度を算出し、評価書における予測結果及び評価目標との比較を行った。なお、最大着地濃度地点及びバックグラウンド濃度、発生源の位置、気象条件、変換式（窒素酸化物→二酸化窒素、年平均値→日平均値）などの予測条件は評価書と同じとし、大気汚染物質排出量のみを今回の排出量として計算を行った。予測手順は、図5-2に示すとおりである。

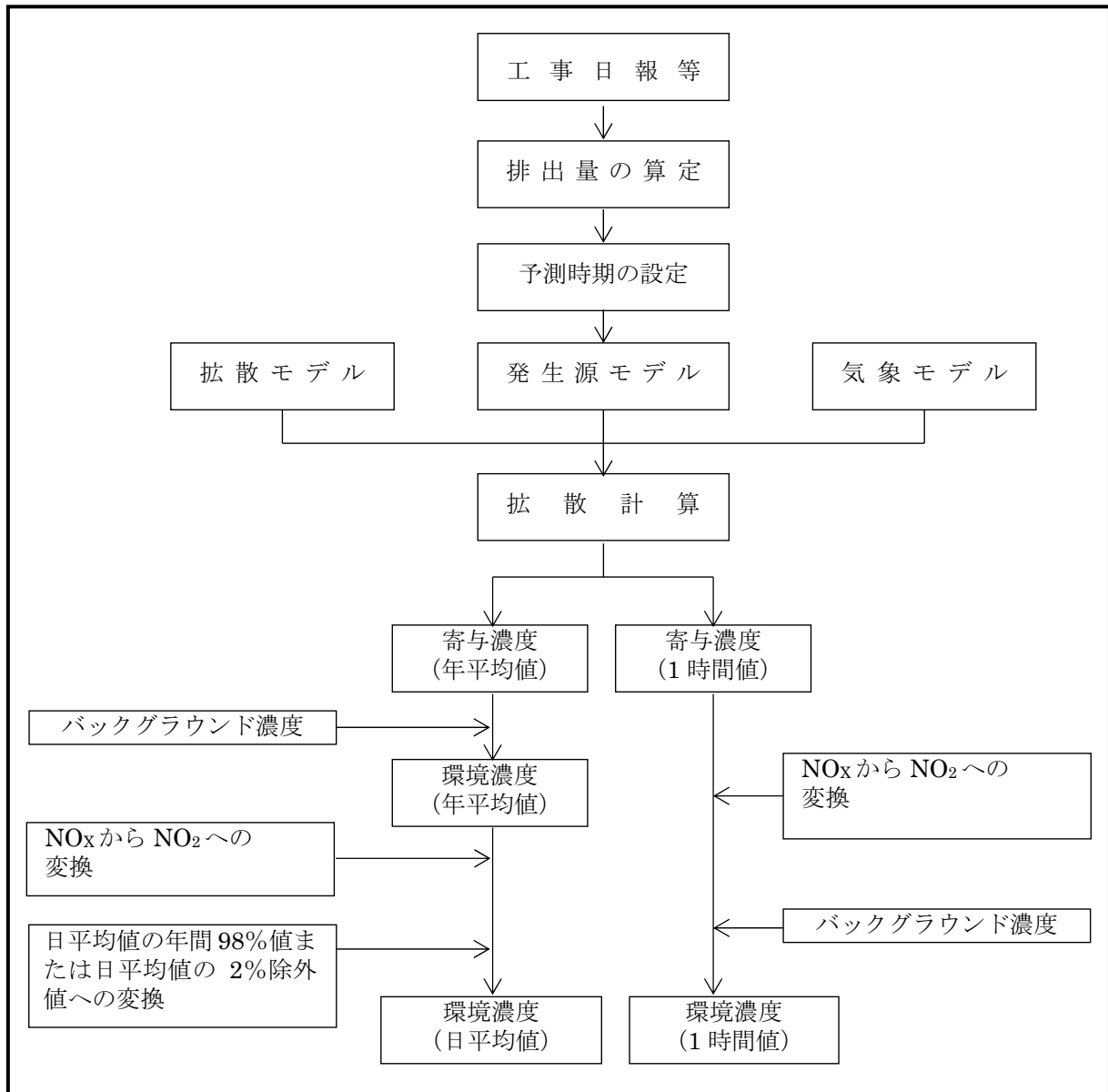


図5-2 予測手順（建設機械の稼働に係る大気汚染）

評価結果は、表 5-10 及び表 5-11 に示すとおりである。二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、ともに評価書の予測結果（工事最盛期）、吹田市の目標値及び環境基準値を下回っていた。

以上のことから、本事業による影響は評価書における予測の範囲内となっており、特に問題はないと考える。

表 5-10 (1) 建設機械等の稼働により発生する二酸化窒素の評価結果（年平均値）

| 予測時期 | 周辺住居地域等における建設機械等による寄与濃度の最大着地濃度 (ppm) | | バックグラウンド濃度 (ppm) | 環境濃度年平均値 (ppm) | 日平均値の年間98%値 (ppm) | 評価書の予測結果 (ppm) | 吹田市の目標値 | 環境基準値 |
|------|--------------------------------------|-------------------|-------------------|---------------------|-------------------|-----------------|----------------------------|---|
| | NO _x | NO ₂ ① | NO ₂ ② | NO ₂ ①+② | NO ₂ | NO ₂ | | |
| 工事中 | 0.0054 | 0.0054 | 0.011 | 0.016 | 0.036 | 0.042 | 1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であること | 1時間値の1日平均値が0.04～0.06 ppmのゾーン内またはそれ以下であること |

注)「評価書の予測結果」は、工事最盛期における予測結果である。

表 5-10 (2) 建設機械等の稼働により発生する浮遊粒子状物質の評価結果（年平均値）

| 予測時期 | 周辺住居地域等における建設機械等による寄与濃度の最大着地濃度 (mg/m ³) | バックグラウンド濃度 (mg/m ³) | 環境濃度年平均値 (mg/m ³) | 日平均値の年間2%除外値 (mg/m ³) | 評価書の予測結果 (mg/m ³) | 吹田市の目標値・環境基準値 |
|------|---|---------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|---|
| | ① | ② | ①+② | | | |
| 工事中 | 0.0006 | 0.017 | 0.0176 | 0.045 | 0.046 | 1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であること |

注)「評価書の予測結果」は、工事最盛期における予測結果である。

表 5-11 (1) 建設機械等の稼働により発生する二酸化窒素の評価結果 (1 時間値)

| 予測時期 | 予測対象 | 風向 | 周辺住居地域等における建設機械等による寄与濃度の最大着地濃度 (ppm) | | バックグラウンド濃度 (ppm) | 環境濃度 1 時間値 (ppm) | 評価書の 予測結果 (ppm) | 短期暴露の指針値・吹田市の目標値 |
|------|---------|----|--------------------------------------|-------------------|-------------------|---------------------|-----------------|-------------------------------|
| | | | NO _x | NO ₂ ① | NO ₂ ② | NO ₂ ①+② | NO ₂ | |
| 工事中 | 周辺住居地域等 | N | 0.425 | 0.152 | 0.011 | 0.16 | 0.21 | 1 時間値暴露として 0.1~0.2ppm 以下であること |
| | | S | 0.371 | 0.137 | 0.011 | 0.15 | 0.19 | |

注) 「評価書の予測結果」は、工事最盛期における予測結果である。

表 5-11 (2) 建設機械等の稼働により発生する浮遊粒子状物質の評価結果 (1 時間値)

| 予測時期 | 予測対象 | 風向 | 周辺住居地域等における建設機械等による寄与濃度の最大着地濃度 (mg/m ³) | | バックグラウンド濃度 (mg/m ³) | 環境濃度 1 時間値 (mg/m ³) | 評価書の 予測結果 (mg/m ³) | 環境基準値・吹田市の目標値 |
|------|---------|----|---|---|---------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|--------------------------------------|
| | | | ① | ② | ② | ①+② | | |
| 工事中 | 周辺住居地域等 | N | 0.048 | | 0.017 | 0.065 | 0.079 | 1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること |
| | | S | 0.042 | | 0.017 | 0.059 | 0.072 | |

注) 「評価書の予測結果」は、工事最盛期における予測結果である。

イ 騒音

(ア) 建設機械の稼働

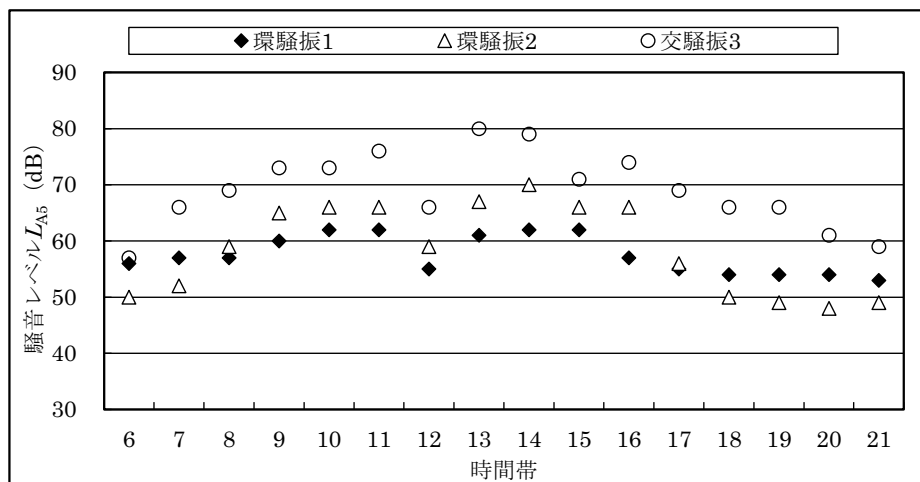
調査当日の主な工事は、敷地内の複数箇所における造成、掘削作業（バックホウ、ラフタークレーン、ダンプ等）及びコンクリート打設作業（コンクリートポンプ車、生コン車等）等であった。主な騒音源は、これらの建設機械による作業音であった。

いずれの地点においても、工事のない時間帯（6、7、12時及び18時以降）にレベルの低下がみられるが、北側の調査地点（環騒振1）では、南側（環騒振2及び交騒振3）ほどのレベルの低下はみられない。これは、北側の調査地点は法面の下方にあり、回折効果により建設機械の作業音の影響が小さいことによる。

いずれの地点においても、評価書の予測結果（敷地境界上最大値 85dB）及び騒音規制法の特設建設作業に係る規制基準値（85dB）を超えることはなかった。

表 5-12 建設機械の稼働に伴う騒音調査結果

| 時間区分 | 時間帯 | 騒音レベル L_{A5} (dB) | | | 備考 |
|-------|-------|---------------------|------|-------|-------------------|
| | | 環騒振1 | 環騒振2 | 交騒振3* | |
| 昼間 | 6:00 | 56 | 50 | 57 | |
| | 7:00 | 57 | 52 | 66 | |
| | 8:00 | 57 | 59 | 69 | 工事開始 |
| | 9:00 | 60 | 65 | 73 | 工事 |
| | 10:00 | 62 | 66 | 73 | 工事 |
| | 11:00 | 62 | 66 | 76 | 工事 |
| | 12:00 | 55 | 59 | 66 | 昼休み(工事中断)、保育園からの声 |
| | 13:00 | 61 | 67 | 80 | 工事 |
| | 14:00 | 62 | 70 | 79 | 工事 |
| | 15:00 | 62 | 66 | 71 | 工事 |
| | 16:00 | 57 | 66 | 74 | 工事 |
| | 17:00 | 55 | 56 | 69 | 工事順次終了 |
| | 18:00 | 54 | 50 | 66 | |
| | 19:00 | 54 | 49 | 66 | |
| 20:00 | 54 | 48 | 61 | | |
| 21:00 | 53 | 49 | 59 | | |
| 最大値 | | 62 | 70 | 80 | 規制基準値: 85dB |
| 平均値 | | 58 | 59 | 69 | |



調査実施日：令和3年2月25日（木）6:00～22:00

※調査時は工事関係車両の出入りがないため、一般環境調査地点とした。

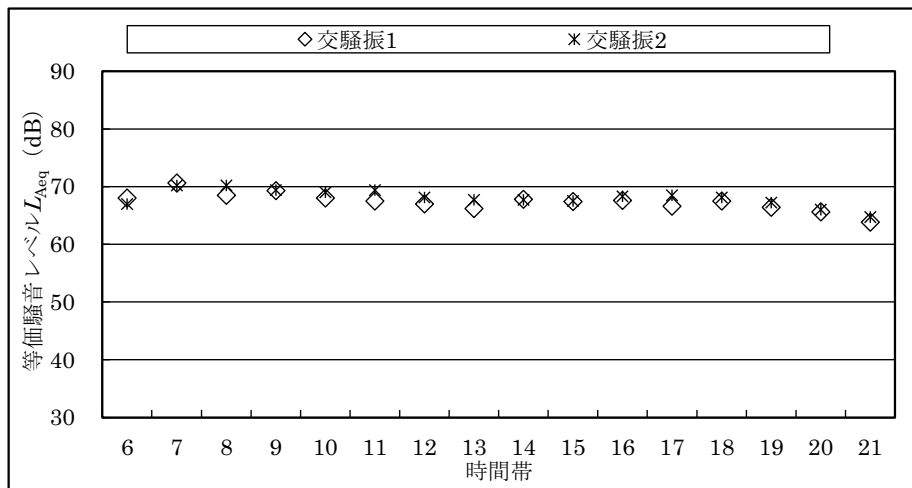
(イ) 工事用車両の走行

工事用車両の主要な走行ルートである調査地点（交騒振1及び交騒振2）では、工事時間帯（8～17時）において、他の時間帯と比べて大きなレベルの上昇はみられなかった。

いずれの地点においても、評価書の予測結果（交騒振1：67.6dB、交騒振2：67.3dB）と同程度であり、騒音に係る環境基準値及び吹田市目標値（B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域：65dB）及び吹田市を上回っていた。

表 5-13 工事用車両の走行に伴う騒音調査結果

| 時間区分 | 時間帯 | 騒音レベル L_{Aeq} (dB) | | 備考 |
|-------|-------|----------------------|------|-----------------------|
| | | 交騒振1 | 交騒振2 | |
| 昼間 | 6:00 | 68.0 | 67.0 | |
| | 7:00 | 70.6 | 70.2 | |
| | 8:00 | 68.5 | 70.2 | 工事開始 |
| | 9:00 | 69.3 | 69.4 | 工事 |
| | 10:00 | 68.0 | 69.0 | 工事 |
| | 11:00 | 67.5 | 69.4 | 工事 |
| | 12:00 | 67.0 | 68.1 | 昼休み（工事中断） |
| | 13:00 | 66.2 | 67.7 | 工事 |
| | 14:00 | 67.8 | 67.7 | 工事 |
| | 15:00 | 67.4 | 67.5 | 工事 |
| | 16:00 | 67.6 | 68.3 | 工事 |
| | 17:00 | 66.6 | 68.5 | 工事順次終了 |
| | 18:00 | 67.5 | 68.1 | |
| | 19:00 | 66.4 | 67.2 | |
| 20:00 | 65.6 | 66.0 | | |
| 21:00 | 63.8 | 64.7 | | |
| 平均値 | | 68 | 68 | 環境基準値・吹田市目標値： 65dB |



調査実施日：令和3年2月25日（木）6:00～22:00

ウ 振動

(ア) 建設機械の稼働

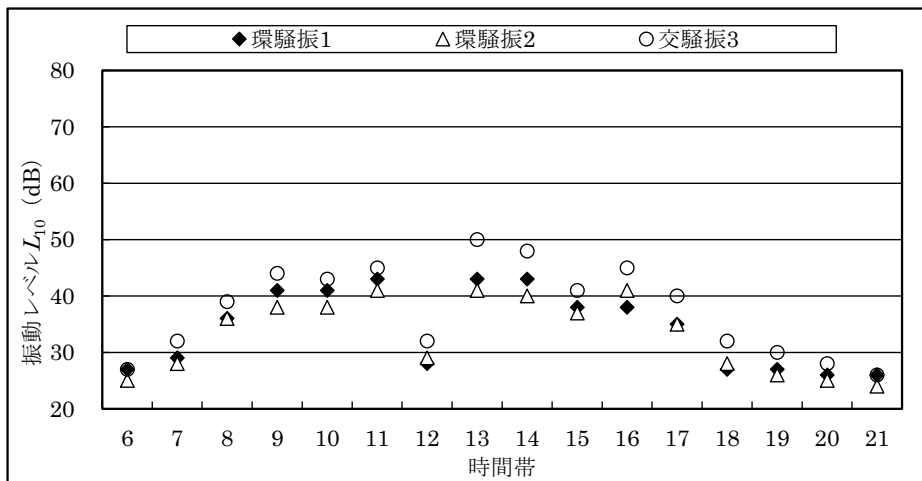
騒音と同様に、主な振動源は建設機械による作業振動であった。

各調査地点において、工事のない時間帯（6、7、12時及び18時以降）にレベルの低下がみられた。

いずれの地点においても、評価書の予測結果（敷地境界上最大値 72dB）及び振動規制法の特設建設作業に係る規制基準値（75dB）を超えることはなかった。

表 5-14 建設機械の稼働に伴う振動調査結果

| 時間区分 | 時間帯 | 振動レベル L_{10} (dB) | | | 備考 |
|------|---------|---------------------|------|-------|-------------|
| | | 環騒振1 | 環騒振2 | 交騒振3* | |
| 昼間 | 6:00 | 27 | 25 | 27 | |
| | 7:00 | 29 | 28 | 32 | |
| | 8:00 | 36 | 36 | 39 | 工事開始 |
| | 9:00 | 41 | 38 | 44 | 工事 |
| | 10:00 | 41 | 38 | 43 | 工事 |
| | 11:00 | 43 | 41 | 45 | 工事 |
| | 12:00 | 28 | 29 | 32 | 昼休み（工事中断） |
| | 13:00 | 43 | 41 | 50 | 工事 |
| | 14:00 | 43 | 40 | 48 | 工事 |
| | 15:00 | 38 | 37 | 41 | 工事 |
| | 16:00 | 38 | 41 | 45 | 工事 |
| | 17:00 | 35 | 35 | 40 | 工事順次終了 |
| | 18:00 | 27 | 28 | 32 | |
| 夜間 | 19:00 | 27 | 26 | 30 | |
| | 20:00 | 26 | 25 | 28 | |
| | 21:00 | 26 | 24 | 26 | |
| | 最大値(昼間) | 43 | 41 | 50 | 規制基準値: 75dB |
| | 平均値(昼間) | 35 | 34 | 38 | |



調査実施日：令和3年2月25日（木）6:00～22:00

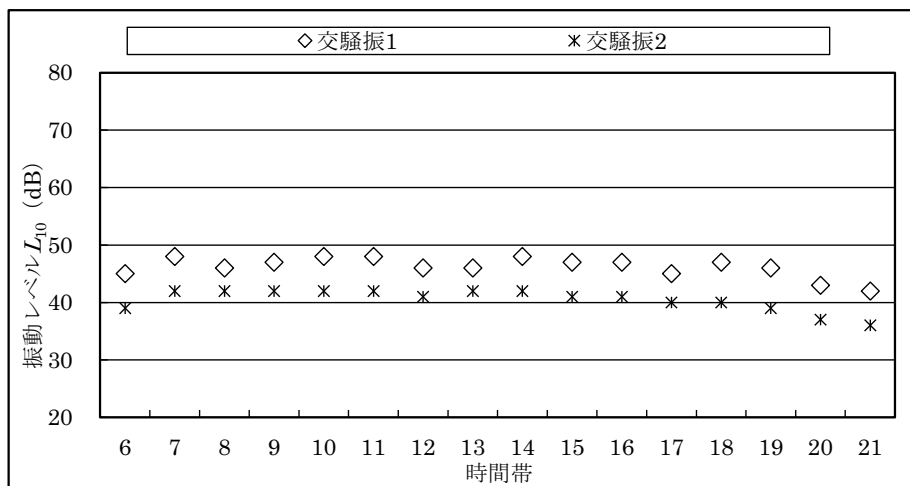
※調査時は工事関係車両の出入りがないため、一般環境調査地点とした。

(イ) 工事用車両の走行

工事用車両の主要な走行ルートである調査地点（交騒振1及び交騒振2）では、騒音と同様に、工事時間帯（8～17時）において、他の時間帯と比べて大きなレベルの上昇はみられなかった。交騒振1では、評価書の予測結果（47.6dB）と同程度であった。交騒振2では、評価書の予測結果（38.2dB）より若干のレベルの上昇がみられたが、38～41dBは人の振動感覚閾値といわれる55dBを十分に下回っており、全く問題のないレベルであるといえる。なお、道路交通振動の限度値（第一種区域：65dB）についても、十分に下回っている。

表 5-15 工事用車両の走行に伴う振動調査結果

| 時間区分 | 時間帯 | 振動レベル L_{10} (dB) | | 備考 |
|---------|-------|---------------------|------|-----------------|
| | | 交騒振1 | 交騒振2 | |
| 昼間 | 6:00 | 45 | 39 | |
| | 7:00 | 48 | 42 | |
| | 8:00 | 46 | 42 | 工事開始 |
| | 9:00 | 47 | 42 | 工事 |
| | 10:00 | 48 | 42 | 工事 |
| | 11:00 | 48 | 42 | 工事 |
| | 12:00 | 46 | 41 | 昼休み（工事中断） |
| | 13:00 | 46 | 42 | 工事 |
| | 14:00 | 48 | 42 | 工事 |
| | 15:00 | 47 | 41 | 工事 |
| | 16:00 | 47 | 41 | 工事 |
| | 17:00 | 45 | 40 | 工事順次終了 |
| | 18:00 | 47 | 40 | |
| 夜間 | 19:00 | 46 | 39 | |
| | 20:00 | 43 | 37 | |
| 夜間 | 21:00 | 42 | 36 | |
| 平均値（昼間） | | 46 | 41 | 道路交通振動の限度値:65dB |



調査実施日：令和3年2月25日（木）6:00～22:00

6 まとめ

(1) 大気汚染

ア 建設機械等の稼働による影響

建設機械等の稼働により発生する大気汚染物質排出量（算出値）は、評価書における連続した4ヶ月間の排出量の予測結果の最小値～最大値の範囲内にあり、それに伴う周辺地域での濃度は評価書における予測結果を下回った。

以上のことから、本事業による影響は評価書における予測の範囲内となっており、特に問題はないと考える。

イ 騒音・振動

(ア) 建設機械の稼働による影響

建設工事中に実施した各調査地点（事業計画地敷地境界上3地点（環騒振1、環騒振2、交騒振3））における騒音及び振動の調査結果は、それぞれ評価書の予測結果及び騒音規制法または振動規制法の特定建設作業に係る規制基準値を超えることはなかった。

以上のことから、本事業による影響は評価書における予測の範囲内となっており、特に問題はないと考える。

(イ) 工所用車両の走行による影響

工所用車両の走行時に実施した各調査地点（工所用車両の主要走行ルート上2地点（交騒振1、交騒振2））における騒音の調査結果は、評価書の予測結果と同程度であり、騒音に係る環境基準値及び吹田市環境目標値を上回っていた。

振動の調査結果は、交騒振1は評価書の予測結果と同程度であった。交騒振2は予測結果より若干のレベルの上昇がみられたが、いずれも人の振動感覚閾値（55dB）及び振動規制法の道路交通振動に係る限度値を十分に下回っていた。

以上のことから、本事業による影響は概ね評価書における予測の範囲内となっており、特に問題はないと考える。

(2) 環境保全措置

本事業における環境取組の実施状況は、次項に示すとおりであり、工事による環境影響の低減に努めている。

7 当該事業における環境取組の実施状況

令和3年3月までに実施した環境取組の実施状況は、表7-1に示すとおりである。

表7-1(1) 環境取組の実施状況(工事中その1)

| 取組内容 | | 実施状況(令和3年3月末時点) |
|----------------------|---|--|
| ◆大気汚染や騒音などの公害を防止します。 | | |
| 建設機械 | | |
| 1 | 排出ガス対策型、低騒音型や低振動型の建設機械を使用します。 | 建設機械については、可能な限り最新の低騒音・低振動型及び排出ガス対策型の機種の使用に努めています。(表5-5参照) |
| 2 | 調達台数に限りがあるため部分的な使用となりますが、低燃費型の建設機械(ハイブリッド式パワーショベルなど)を使用します。 | 現時点においては、低燃費型(ハイブリッド式)の建設機械を調達できていませんが、引き続き調達できるよう努力します。 |
| 3 | 排出ガス、騒音の低減を図るため、アイドリングをしません。 | 新規入場時教育資料等により、アイドリングストップを指導しています。 |
| 4 | 空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。 | 新規入場時教育資料等により、環境に配慮した運転を指導しています。 |
| 5 | 工事規模に応じた効率的な工事計画を立て、稼働台数を抑制します。 | 効率的な工事計画を立てるとともに、工程調整を密に行い、建設機械の稼働台数の抑制を図っています。 |
| 6 | 一時的に集中して稼働しないよう、工事の平準化を図ります。 | 効率的な工事計画を立てるとともに、工程調整を密に行い、各工事のピークが重ならないように工事の平準化を図っています。 |
| 7 | 機械類は適切に整備点検を行います。 | 機械類については、持ち込み時の点検、月例点検、日常点検を行い、適切に整備しています。 |
| 工事関連車両 | | |
| 8 | 燃費や排出ガス性能のよい車両を使用します。 | 大型車両については、全て使用車種規制(NO _x ・PM)適合車両としています。(表5-7参照) |
| 9 | 大阪府条例に基づく流入車規制を、全ての車両で確実に遵守します。 | 工事関連車両については、全て大阪府条例に基づく流入車規制を遵守するよう、全協力会社に指示、指導を行っています。 |
| 10 | 工事関連車両であることを車両に表示します。 | 工事関連車両の運転席の前方で車外から見やすい箇所に当該工事関連車両であることを示す明示板を設置しています。 |
| 11 | 工事関連車両の走行ルートや時間帯は、周辺道路の状況、住居の立地状況などに配慮して、一般交通の集中時間帯や通学時間帯を避けて設定します。 | 工事関連車両の搬出入について、通学時間帯に配慮しています。なお、今後も、コンクリートの打設など、連続して車両を運行する必要がある工事を除き、通学時間帯の搬出入は配慮します。 |
| 12 | 建設資材の搬出入計画において、適切な車種を選定することで車両台数を抑制します。 | 効率的な工事計画を立てるとともに、搬出入において適切な車種を選定し、工事関連車両台数の抑制を図っています。 |
| 13 | 作業従事者の通勤、現場監理などには、徒歩、二輪車、公共交通機関の利用、相乗りなどを奨励し、工事関連の車両台数を抑制します。 | 作業従事者の通勤、現場監理などには、徒歩、二輪車、公共交通機関の利用、相乗りなどを奨励し、工事関連の車両台数を抑制しています。 |

表 7-1 (2) 環境取組の実施状況 (工事中その 2)

| 取組内容 | | 実施状況 (令和 3 年 3 月末時点) |
|------------------|---|--|
| 14 | ダンプトラックによる土砂の積み降ろしの際には、騒音、振動や土砂の飛散防止に配慮します。 | 新規入場時教育資料等により、土砂の積み降ろしの際の騒音、振動や土砂の飛散防止について指導を行っています。また、強風時には、現場の状況判断で、作業の限定や工事範囲の変更をするなど配慮を行っています。 |
| 15 | 周辺への土砂粉じん飛散を防止するため、現地でタイヤ洗浄を行います。 | 工事用ゲートにタイヤ洗浄機 (ハイウォッシャー) を設置し、タイヤ洗いを実施しています。(図 7-1 参照) |
| 16 | コンクリートミキサー車のドラム洗浄を行う際には、騒音や水質汚濁に配慮します。 | 作業所内に pH 処理装置を設置し、洗浄水の中性化を行っています。 |
| 17 | 工事関連車両を場外に待機させません。 | 事業計画地内に十分な待機場所及び駐車スペースを確保しています(図 7-1 参照)。また、搬入車両の時間調整を日々行い、時間通りに車両を運行することにより、待機車両を抑制しています。 |
| 18 | クラクションの使用は必要最小限にします。 | 新規入場時教育資料等により、クラクションの使用は必要最小限とするよう、指導を行っています。 |
| 19 | 自動車排出ガスの低減を図るため、アイドリングをしません。 | 新規入場時教育資料等により、アイドリングストップを指導しています。 |
| 20 | 空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。 | 新規入場時教育資料等により、環境に配慮した運転を指導しています。 |
| 工事方法 | | |
| <騒音・振動等> | | |
| 21 | 建設作業時は、仮囲いと養生シートを設置します。なお、必要に応じて防音シートや防音パネルの設置等、さらなる防音対策を行います。 | 建設地の周囲には、仮囲い鋼板やシートを設置しています。また、必要に応じて、防音パネルや防音シート等の設置を検討します。(図 7-1 参照) |
| 22 | 建設資材の落下を防止するなど、丁寧な作業を行います。 | 新規入場時教育資料等により、騒音、振動低減教育を行っています。 |
| 23 | 杭の施工などの際には、騒音や振動の少ない工法を採用します。 | 振動や打撃による杭施工法は採用していません。 |
| 24 | 騒音や振動を伴う作業は、近隣に配慮した時間帯に行います。 | 特定建設作業は、法、府条例を遵守しています。また、近隣に工事の説明を行っており、今後、工事内容等について要望があれば、協議・検討を行っていきます。 |
| <粉じん・アスベスト> | | |
| 25 | 周辺への粉じん飛散を防止するため、掘削作業、土砂等の堆積場の設置等を行う場合は、散水等の粉じん飛散防止対策を行います。 | 粉じんの発生・飛散防止のため、場内車路の散水車による散水、場外への退出車両にハイウォッシャー洗車等の対策を実施しています。(図 7-1 参照) |
| <水質汚濁・土壌汚染・地盤沈下> | | |
| 26 | 事業計画地内に降った雨水は、一部を除いて仮設沈砂池に流入し沈砂を行った後に雨水放流河川に放流します。また、状況に応じて、シート被覆、土のうや土砂流出防止柵の設置、仮囲い足元には巾木を設置するなど、濁水や土砂の流出対策を実施します。 | 雨水は、一部を除いて仮設沈砂池に流入し沈砂を行った後に雨水放流河川に放流しています。また、仮囲い足元には巾木を設置するなど、濁水や土砂の流出対策を実施しています。 |

表 7-1 (3) 環境取組の実施状況 (工事中その3)

| 取組内容 | | 実施状況 (令和3年3月末時点) |
|------------------------|---|---|
| 27 | 塗料などの揮発を防止し、使用済みの塗料缶や塗装器具の洗浄液は適正に処分します。 | 揮発性塗料を取り扱う作業員に対して、容器保管、洗浄に対する教育、指導を徹底しています。 |
| 28 | セメント及びセメント系改良剤を使用する地盤改良の際は、六価クロム溶出試験を実施し、土壌や地下水を汚染しないよう施工します。 | 工事は、土壌、地下水を汚染しない工法であることを確認の上、実施しています。 |
| 29 | 周辺地盤、家屋などに影響を及ぼさない工法を採用します。 | 周辺の地盤沈下が起こらない工事計画としています。 |
| <悪臭・廃棄物> | | |
| 30 | アスファルトを溶融させる際は、場所の配慮、溶解温度管理など臭気対策を行います。 | アスファルトの防水工事にあたっては、溶解温度管理を実施し、煙や臭いの発生に配慮しています。 |
| 31 | 現地では廃棄物などの焼却は行いません。 | 新規入場時教育資料等により、現地での廃棄物などの焼却を行わないよう、指導を行っています。 |
| 32 | 仮設トイレを設置する場合は、適切なメンテナンス、設置場所の配慮などにより臭気対策を行います。 | 仮設トイレは、近隣住民や通行者に不快感を与えないよう、周囲から視認できない位置に設置しています (図 7-1 参照)。また、日々の清掃を実施しています。 |
| 33 | 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法) 等の関係法令に基づき、発生抑制・減量化・再資源化について適正な措置を講じます。 | 工事に伴い発生する廃棄物等については、発生抑制・減量化するとともに、種類毎に分別しリサイクルを図っています。(図 7-1 参照) |
| 34 | 再利用や再資源化に配慮した建設資材を選定します。 | 杭工事に伴って発生する汚泥について、場内にて改良土として再資源化し、埋戻し土として再利用しました。 |
| ◆地域の安全安心に貢献します。 | | |
| 35 | 近隣自治会などから地域の交通情報の聴き取りを行い、十分な人数の警備員を配置し事故防止に努めます。 | 工事関連車両出入口付近に交通安全施設を設置し、交通事故の防止に努めています。また、工事関連車両出入口付近には作業時間帯に必ず誘導員を配置し、特に、通行車両や歩行者の安全に注意を払っています。 |
| 36 | 児童や生徒が安全に登下校できるよう、工事現場周辺の交通安全に配慮します。 | 新規入場者教育資料により、車両通行ルート、安全遵守事項などについて、指導を行っています。 |
| 37 | 夜間や休日に工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないよう出入口を施錠するなどの対策を講じます。 | 入口はパネルゲートとし、夜間、休日の作業休止時は施錠しています。 |
| 38 | 登下校中や放課後の児童や生徒の見守り、声かけなどに取組みます。 | 登下校中児童や生徒の交通安全については特に配慮し、見守りを行っています。 |
| 39 | 近隣自治会などと連携し、地域の防犯活動に参加します。 | 付近には街灯が設置されていますが、仮設照明、防犯カメラを設置することにより、防犯対策を強化しています。 |

表 7-1 (4) 環境取組の実施状況 (工事中その 4)

| 取組内容 | | 実施状況 (令和 3 年 3 月末時点) |
|-----------------------|---|---|
| ◆環境に配慮した製品及び工法を採用します。 | | |
| 省エネルギー | | |
| 40 | エネルギー効率のよい機器の利用などにより、工事中に使用する燃料、電気、水道水などの消費を抑制します。 | 可能な限り、低燃費型の建設機械の使用に努めています。 |
| 省資源 | | |
| 41 | 建設発生土は現地での埋め戻しに使用するなど、残土の発生を抑制します。 | 建築基礎レベルを調整するとともに、掘削土については、場内での埋め戻し土としてできる限り利用し、残土の発生抑制を図っています。 |
| 42 | 資材の梱包などを最小限にして廃棄物を減量します。 | 資材の搬入にあたっては、できる限り無梱包搬入を推進し、廃棄物の減量に努めています。 |
| ◆快適な環境づくりに貢献します。 | | |
| 景観 | | |
| 43 | 仮囲いの設置にあたっては、機能性を確保した上で、景観面にも配慮します。 | 仮囲いは、白の安全鋼板とし、部分的に緑を配置するなど、景観面に配慮しています。(図 7-1 参照) |
| 44 | 仮設トイレは、近隣住民や通行者に不快感を与えないよう、設置場所などを工夫します。 | 仮設トイレは、近隣住民や通行者に不快感を与えないよう、周囲から視認できない位置に設置しています(図 7-1 参照)。 |
| 周辺の環境美化 | | |
| 45 | 工事現場内外を問わず、ポイ捨てを防止し、周辺道路の清掃を行います。 | 新規入場者教育資料により、ポイ捨て防止等について指導を行っています。また、工事周辺は、日常清掃を実施しています。 |
| 46 | 建設資材、廃棄物などの場内整理を行います。 | 日々整理整頓を行っています。 |
| ヒートアイランド現象の緩和 | | |
| 47 | 夏期において、水道水を用いて周辺道路などに打ち水を行います。 | 工事期間中の夏期において、水道水を用いて周辺道路などに打ち水を行います。 |
| ◆地域との調和を図ります。 | | |
| 工事説明・苦情対応 | | |
| 48 | 近隣住民に工事実施前に工事概要、作業工程などを十分説明し、また工事実施中も適宜、現況と今後の予定をお知らせします。 | 工事実施前に地元自治会への工事説明を行いました。また、工事実施中においても、適宜、現況や今後の予定についてお知らせしています。 |
| 49 | 工事に関する苦情窓口を設置し連絡先などを掲示するとともに、苦情が発生した際には真摯に対応します。 | 工事に関する苦情窓口及び連絡先は、施工者である大和ハウス工業(株)としており、工事説明会において地元自治会へお伝えしています。 |
| 周辺の教育・医療・福祉施設への配慮 | | |
| 50 | 事業計画地東側に隣接する千里丘北ナーサリー及び千里丘北プリメール、千里丘北小学校などに対して、工事実施前に工事概要、作業工程などを十分説明するとともに、施設での行事や利用状況に配慮した工事計画にします。 | 工事実施前に、千里丘北ナーサリー及び千里丘北プリメール、千里丘北小学校に工事説明を行いました。 |

表 7-1 (5) 環境取組の実施状況 (工事中その 5)

| 取組内容 | | 実施状況 (令和 3 年 3 月末時点) |
|------------|---|---|
| 51 | 事業計画地東側に隣接する千里丘北ナーサリー及び千里丘北プリメール、千里丘北小学校などに対して、騒音、振動、通風、採光などに特段の配慮をします。 | 千里丘北ナーサリー及び千里丘北プリメール、千里丘北小学校などの計画地近傍の教育施設について、必要に応じ騒音、振動などに特段の配慮をします。 |
| 周辺の事業者との調整 | | |
| 52 | 工事が重複することによる複合的な騒音、振動、粉じん、工事車両の通行及びその他の環境影響を最小限に抑制するため、周辺地域における大規模な工事の状況を把握し、該当する事業者、工事施行者などと連絡を取り、可能な限り工事計画などを調整するように努めます。 | 事業計画地から概ね 500m 以内の周辺地域において、実施されている環境負荷の大きな工事等はありませんが、今後、そのような工事等が予定される場合には、該当する事業者などと連絡を取り、可能な限り工事計画などを調整するように努めます。 |
| 文化財の保護 | | |
| 53 | 事業計画地は周知の埋蔵文化財包蔵地ではありませんが、事業計画地において、工事期間中に遺物が確認された場合には、吹田市教育委員会等と協議を行い、文化財保護法に基づき手続・対応を行い、文化財の保護に努めます。 | 事業計画地において、現在まで遺物は確認されていないが、今後確認された場合には、吹田市教育委員会等と協議を行い、文化財保護法に基づき手続・対応を行い、文化財の保護に努めます。 |

表 7-1 (6) 環境取組の実施状況 (施設・整備等その1)

| 取組内容 | | 実施状況 (令和3年3月末時点) |
|-------------------|---|---|
| ◆地球温暖化対策を行います。 | | |
| 54 | 「大阪府建築物の環境配慮制度」において、商業施設ではトップクラスといえるCASBEE Aランクを目指します。評価結果は、大阪府建築物環境性能表示制度によりホームページなどに表示します。 | 「大阪府建築物の環境配慮制度」において、商業施設ではトップクラスといえるCASBEE Aランクを目指します。評価結果は、大阪府建築物環境性能表示制度によりホームページなどに表示します。 |
| 55 | 空調設備は、高効率の機器 (従来機比最大 29%効率向上 GHP12 台) を採用します。また、照明は、LED 器具 (約 1,200 台) を採用します。 | 空調設備は、高効率の機器 (従来機比最大 29%効率向上 GHP10 台) を採用します。また、照明は、LED 器具 (約 1,200 台) を採用します。 |
| 56 | 屋根部分にソーラーパネル (8.0kW) を設置し、太陽光発電を行います。 | 屋根部分にソーラーパネル (8.0kW) を設置し、太陽光発電を行います。 |
| 57 | 高効率の機器 (従来機比最大 29%効率向上 GHP12 台) を採用します。 | 高効率の機器 (従来機比最大 29%効率向上 GHP10 台) を採用します。 |
| 58 | 店内照明について、営業前後の準備時間は自動で照度を抑制する自動制御コントロールを導入します。また、空調・換気について、店舗内外の温度・湿度を測定し、中間期や朝夕の快適な外気を店内に自動で取り込み、空調を抑制するシステムを導入します。 | 店内照明について、営業前後の準備時間は自動で照度を抑制する自動制御コントロールを導入します。また、空調・換気について、店舗内外の温度・湿度を測定し、中間期や朝夕の快適な外気を店内に自動で取り込み、空調を抑制するシステムを導入します。 |
| 59 | 高い地球温暖化係数を有する温室効果ガスを冷媒として使用する装置を有する設備 (空調機器など) を設置する際には、設置後に配管などから冷媒の漏えい (使用時排出) が発生しないように設計します。 | 高い地球温暖化係数を有する温室効果ガスを冷媒として使用する装置を有する設備 (空調機器など) を設置する際には、設置後に配管などから冷媒の漏えい (使用時排出) が発生しないように設計します。 |
| 60 | 複層ガラスを採用 (屋上階のエレベーターホール部分) することにより、建物内への熱の侵入を低減し、空調エネルギー消費を削減します。折板屋根にはトップライトを設置し、昼間の照明器具の使用を低減します。 | 複層ガラスを採用 (屋上階のエレベーターホール部分) することにより、建物内への熱の侵入を低減し、空調エネルギー消費を削減します。折板屋根にはトップライトを設置し、昼間の照明器具の使用を低減します。 |
| 61 | 基本構造の耐久性を高め、長寿命の建築物を施工します。 | 基本構造の耐久性を高め、長寿命の建築物を施工します。 |
| 62 | グリーン購入法適合品、エコマーク商品、木材 (国産材、大阪府内産材) などの資源循環や環境保全に配慮した製品を積極的に採用します。 | グリーン購入法適合品、エコマーク商品、木材 (国産材、大阪府内産材) などの資源循環や環境保全に配慮した製品を積極的に採用します。 |
| ◆ヒートアイランド対策を行います。 | | |
| 63 | 折板屋根 (約 2,600m ²) に日射反射性能が十分にあり、かつ遮熱 JIS 該当品と同等の遮熱性のある製品を採用し、表面温度の上昇を抑え、周辺の気温上昇を抑制します。 | 折板屋根 (約 3,426m ²) に日射反射性能が十分にあり、かつ遮熱 JIS 該当品と同等の遮熱性のある製品を採用し、表面温度の上昇を抑え、周辺の気温上昇を抑制します。 |
| 64 | 駐車場マスの一部を緑地 (芝張:約 70 m ²) とするとともに、平面駐車場の一部に樹木を植栽 (約 250m ²) します。また、歩行者通路の一部に超保水性のインターロッキングブロックを採用 (約 120m ²) し、ヒートアイランド対策を行います。 | 駐車場マスの一部を緑地 (芝張:約 161m ²) とするとともに、平面駐車場の一部に樹木を植栽 (約 250m ²) します。また、歩行者通路の一部に超保水性のインターロッキングブロックを採用 (約 108m ²) し、ヒートアイランド対策を行います。 |

表 7-1 (7) 環境取組の実施状況 (施設・整備等その2)

| 取組内容 | | 実施状況 (令和3年3月末時点) |
|------------------------------|--|--|
| ◆自然環境を保全し、みどりを確保します。 | | |
| 65 | 事業計画地外周部の既存緑地を出来る限り残存し、当該緑地と連続させた緑地帯を形成します。それにより、動植物の生息や生育環境に配慮します。 | 事業計画地外周部の既存緑地を出来る限り残存し、当該緑地と連続させた緑地帯を形成します。それにより、動植物の生息や生育環境に配慮します。 |
| 66 | 事業計画地外周部の既存緑地を残存することにより、既存の植生を保全します。 | 事業計画地外周部の既存緑地を残存することにより、既存の植生を保全します。 |
| 67 | 事業計画地外周部の既存緑地を出来る限り残存し、当該緑地と連続させた緑地帯を形成します。 | 事業計画地外周部の既存緑地を出来る限り残存し、当該緑地と連続させた緑地帯を形成します。 |
| 68 | 駐車場マスの一部を緑地 (芝張約 70 m ²) とするとともに、平面駐車場の一部に樹木を植栽 (約 250m ²) します。 | 駐車場マスの一部を緑地 (芝張約 161 m ²) とするとともに、平面駐車場の一部に樹木を植栽 (約 250m ²) します。 |
| 69 | 花壇・大型プランター等の植栽による緑化を行います。 | 花壇・大型プランター等の植栽による緑化を行います。 |
| 70 | 植栽樹種は、地域の環境に合わせた樹種を選定します。 | 植栽樹種は、地域の環境に合わせた樹種を選定します。 |
| ◆水循環を確保します。 | | |
| 71 | 植栽への散水等に雨水 (雨水タンク:150L×2基) を利用し、有効利用を行います。 | 植栽への散水等に雨水 (雨水タンク:210L×2基) を利用し、有効利用を行います。 |
| 72 | 事業区域の面積に応じた雨水貯留槽 (1.35t) を設置します。 | 事業区域の面積に応じた雨水貯留槽 (1.35t) を設置します。 |
| 73 | 駐車場マスの一部を緑地 (芝張:約 70 m ²) とするとともに、平面駐車場の一部に樹木を植栽 (約 250m ²) します。また、緑化率について、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」(平成 16 年 3 月 31 日条例第 13 号) に定める 16% を上回る 20% 以上を目指します。 | 駐車場マスの一部を緑地 (芝張:約 161m ²) とするとともに、平面駐車場の一部に樹木を植栽 (約 250m ²) します。また、緑化率について、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」(平成 16 年 3 月 31 日条例第 13 号) に定める 16% を上回る 20% 以上を目指します。 |
| ◆地域の生活環境を保全します。 大気・騒音・振動等 | | |
| 74 | 空調機などの騒音や振動を発生させる設備の設置においては、低騒音型機器の採用、壁などの遮音性の確保、設置場所に配慮するなど、騒音や振動対策を行います。 | 空調機などの騒音や振動を発生させる設備の設置においては、低騒音型機器の採用、壁などの遮音性の確保、設置場所に配慮するなど、騒音や振動対策を行います。 |
| 75 | 周辺環境への自動車の排気ガスや騒音を防止するため、事業計画地外周部を緑地とする等の配慮を行います。 | 周辺環境への自動車の排気ガスや騒音を防止するため、事業計画地外周部を緑地とする等の配慮を行います。 |
| 76 | 近隣への悪臭、騒音などを防止するため、窓、換気扇、排気口の位置、廃棄物置場の構造などに配慮します。 | 近隣への悪臭、騒音などを防止するため、窓、換気扇、排気口の位置、廃棄物置場の構造などに配慮します。 |
| 77 | ガスヒートポンプエアコンを設置する際には、低 NOx 型機器を採用する等の排出ガス対策を行います。 | ガスヒートポンプエアコンを設置する際には、低 NOx 型機器を採用する等の排出ガス対策を行います。 |
| 78 | 屋外照明や広告照明については、近隣住民に対する光の影響を抑制します。 | 屋外照明や広告照明については、近隣住民に対する光の影響を抑制します。 |
| 79 | 建築資材 (ガラス、太陽光パネルなど) による太陽の反射光については、設置の際に光の影響を考慮します。 | 建築資材 (ガラス、太陽光パネルなど) による太陽の反射光については、設置の際に光の影響を考慮します。 |

表 7-1 (8) 環境取組の実施状況 (施設・整備等その 3)

| 取組内容 | | 実施状況 (令和 3 年 3 月末時点) |
|----------------------------|--|--|
| 80 | 塗料は、水性塗料や揮発性有機化合物 (VOC) の含有率が低いものを使用します。 | 塗料は、水性塗料や揮発性有機化合物 (VOC) の含有率が低いものを使用します。 |
| 81 | 事業計画地東側に隣接する千里丘北ナーサリー及び千里丘北プリメール、千里丘北小学校などに対し、騒音、振動、通風、採光などに特段の配慮をします。 | 事業計画地東側に隣接する千里丘北ナーサリー及び千里丘北プリメール、千里丘北小学校などに対し、騒音、振動、通風、採光などに特段の配慮をします。 |
| 中高層建築物 (高さ 10 メートルを超える建築物) | | |
| 82 | 日照障害については、建築基準法の日影規制対象外地域 (商業と工業地域を除く) を含めた地域についての日影図を作成し、発生する範囲を事前に把握し、近隣住民に説明するとともに、できる限りその軽減をします。 | 日照障害については、建築基準法の日影規制対象外地域 (商業と工業地域を除く) を含めた地域についての日影図を作成し、発生する範囲を事前に把握し、近隣住民に説明しました。今後も、できる限りその軽減をします。 |
| 83 | 電波障害の発生が想定される範囲を、現地調査、机上計算、影響範囲図作成などにより事前に把握します。周辺への影響が認められる場合には、近隣住民に説明するとともに、対策を実施します。 | 電波障害の発生が想定される範囲を、現地調査、机上計算、影響範囲図作成などにより事前に把握しました。その結果、周辺への影響は認められませんでした。今後周辺への影響が認められる場合には、近隣住民に説明するとともに、対策を実施します。 |
| 84 | 電波障害が生じた場合は、CATV、共同受信施設などによる改善対策を行います。 | 電波障害が生じた場合は、CATV、共同受信施設などによる改善対策を行います。 |
| 85 | 近隣住民のプライバシーを侵害するおそれがある場合は、適切な対策を講じるよう努めます。 | 近隣住民のプライバシーを侵害するおそれがある場合は、適切な対策を講じるよう努めます。 |
| 廃棄物等 | | |
| 86 | 分別を徹底し、可能な限り廃棄物の削減・リサイクルに努めます。 | 分別を徹底し、可能な限り廃棄物の削減・リサイクルに努めます。 |
| 87 | レジ袋有料化などマイバッグ持参の推進に努め、レジ袋の削減に取り組みます。 | レジ袋有料化などマイバッグ持参の推進に努め、レジ袋の削減に取り組みます。 |
| ◆景観まちづくりに貢献します。 | | |
| 88 | 本市の自然条件や風土、歴史の流れの中で培われた地域の個性を尊重し、地域に調和したものとなるよう配慮します。 | 本市の自然条件や風土、歴史の流れの中で培われた地域の個性を尊重し、地域に調和したものとなるよう配慮します。 |
| 89 | 景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「景観まちづくり計画」の類型別景観まちづくり計画と地域別景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画と設計を行います。 | 景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「景観まちづくり計画」の類型別景観まちづくり計画と地域別景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画と設計を行います。 |
| 90 | 景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画と設計を行います。 | 景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画と設計を行います。 |
| 91 | 事業計画地が 1ha を超えるため、市から要請があれば、重点地区の指定についての協議に応じます。 | 景観形成に関わる協議を行いました。市から重点地区の指定についての要請はありませんでした。 |
| 92 | 景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。 | 景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。 |
| 93 | 屋外広告物の表示等に関する基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。 | 屋外広告物の表示等に関する基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。 |

表 7-1 (9) 環境取組の実施状況 (施設・整備等その 4)

| 取組内容 | | 実施状況 (令和 3 年 3 月末時点) |
|--------------------|---|---|
| ◆安心安全のまちづくりに貢献します。 | | |
| 94 | 地元住民からの要望に応じ、計画地南西側をセットバックして新たに歩道を設置し、歩行者が安全に通行できる歩行空間を創出します。 また、場内においては、歩行者安全帯を設けて歩行者と車両を分離します。 | 地元住民からの要望に応じ、計画地南西側をセットバックして新たに歩道を設置し、歩行者が安全に通行できる歩行空間を創出します。 また、場内においては、歩行者安全帯を設けて歩行者と車両を分離します。 |
| 95 | 災害により停電が発生した場合に備えて発電機を設置し、店舗の営業ができるようにします。また、災害時に携帯充電用コンセントや飲料水を近隣住民の方に提供するなど、災害時、緊急時対応のための安心安全に配慮した整備を行います。 | 災害により停電が発生した場合に備えて発電機を設置し、店舗の営業ができるようにします。また、災害時に携帯充電用コンセントや飲料水を近隣住民の方に提供するなど、災害時、緊急時対応のための安心安全に配慮した整備を行います。 |
| 96 | 監視カメラなど、防犯対策などに対応できる設備機器を積極的に導入します。 | 監視カメラなど、防犯対策などに対応できる設備機器を積極的に導入します。 |
| 交通 | | |
| 97 | オープン当初、北側出入口から道路を挟んで対面にある駐車場を臨時駐車場として利用し、清水交差点を左折して入庫する経路を周知・誘導します。それにより、来客者に北側出入口の存在及び当該経路を認識して頂きます。 | オープン当初、北側出入口から道路を挟んで対面にある駐車場を臨時駐車場として利用し、清水交差点を左折して入庫する経路を周知・誘導します。それにより、来客者に北側出入口の存在及び当該経路を認識して頂きます。 |
| 98 | 店舗内において、来客者に周辺に通学路があることを告知します。 | 店舗内において、来客者に周辺に通学路があることを告知します。 |
| 99 | 場内での誘導等により、千里丘上・中及び新芦屋方面への退店車両 (18.6%) については南側出口を左折出庫させ、それ以外の退店車両 (81.4%) については北側出口からの出庫に限定します。北側出口への誘導については、場内の看板等や交通誘導員により誘導するとともに、場内の交通動線を工夫し、南側出口よりも北側出口の方に行きやすいようにします。 | 場内での誘導等により、千里丘上・中及び新芦屋方面への退店車両 (18.6%) については南側出口を左折出庫させ、それ以外の退店車両 (81.4%) については北側出口からの出庫に限定します。北側出口への誘導については、場内の看板等や交通誘導員により誘導するとともに、場内の交通動線を工夫し、南側出口よりも北側出口の方に行きやすいようにします。 |
| 100 | 千里丘北交差点の事業計画地方面への右折車線を延伸します。 | 千里丘北交差点の事業計画地方面への右折車線を延伸します。 |
| 101 | 事業計画地南西側をセットバックして歩道を設置し、現在の道路区域内の電柱を事業計画地側に移設することにより、安全な歩行空間を確保します。 | 事業計画地南西側をセットバックして歩道を設置し、現在の道路区域内の電柱を事業計画地側に移設することにより、安全な歩行空間を確保します。 |
| 102 | 事業計画地南側をセットバックして南側出入口前面道路 (引込車線) を拡幅し、来店 (左折) 車両と直進車両を分離します。 | 事業計画地南側をセットバックして南側出入口前面道路 (引込車線) を拡幅し、来店 (左折) 車両と直進車両を分離します。 |
| 103 | 上記のセットバックにより、市道千里丘 1 号線と市道千里丘中央線の交差点 (丁字路) の視野範囲を向上させ、当該丁字路における歩行者・自転車の安全性を向上させます。なお、当該丁字路については、U 型バリカーを設置します。 | 上記のセットバックにより、市道千里丘 1 号線と市道千里丘中央線の交差点 (丁字路) の視野範囲を向上させ、当該丁字路における歩行者・自転車の安全性を向上させます。なお、当該丁字路については、U 型バリカーを設置します。 |
| 104 | 看板、誘導員などを配置し、右折入庫及び右折出庫を禁止します。 | 看板、誘導員などを配置し、右折入庫及び右折出庫を禁止します。 |

表 7-1 (10) 環境取組の実施状況 (施設・整備等その 5)

| 取組内容 | | 実施状況 (令和 3 年 3 月末時点) |
|------|---|---|
| 105 | 朝の時間帯 (特に通学時間帯) は出口を閉鎖し、入口には誘導員を配置します。 | 朝の時間帯 (特に通学時間帯) は出口を閉鎖し、入口には誘導員を配置します。 |
| 106 | 事業計画地内の駐車場が不足することがないように、約 540 台の駐車場を事業計画地内に設けます。 | 事業計画地内の駐車場が不足することがないように、531 台の駐車場を事業計画地内に設けます。 |
| 107 | 市立吹田サッカースタジアムの試合日には、課金システムを導入する計画としており、来店車両以外の車両が当駐車場を無断利用することを防止します。 | 市立吹田サッカースタジアムの試合日には、課金システムを導入する計画としており、来店車両以外の車両が当駐車場を無断利用することを防止します。 |
| 108 | 万博記念公園イベント時やエキスポシティにおける集客日、市立吹田サッカースタジアムの試合前後などにおいては、館内放送などによる渋滞状況の周知を行うなど、渋滞時の集中的な出庫を避けるための方策を実施します。 | 万博記念公園イベント時やエキスポシティにおける集客日、市立吹田サッカースタジアムの試合前後などにおいては、館内放送などによる渋滞状況の周知を行うなど、渋滞時の集中的な出庫を避けるための方策を実施します。 |

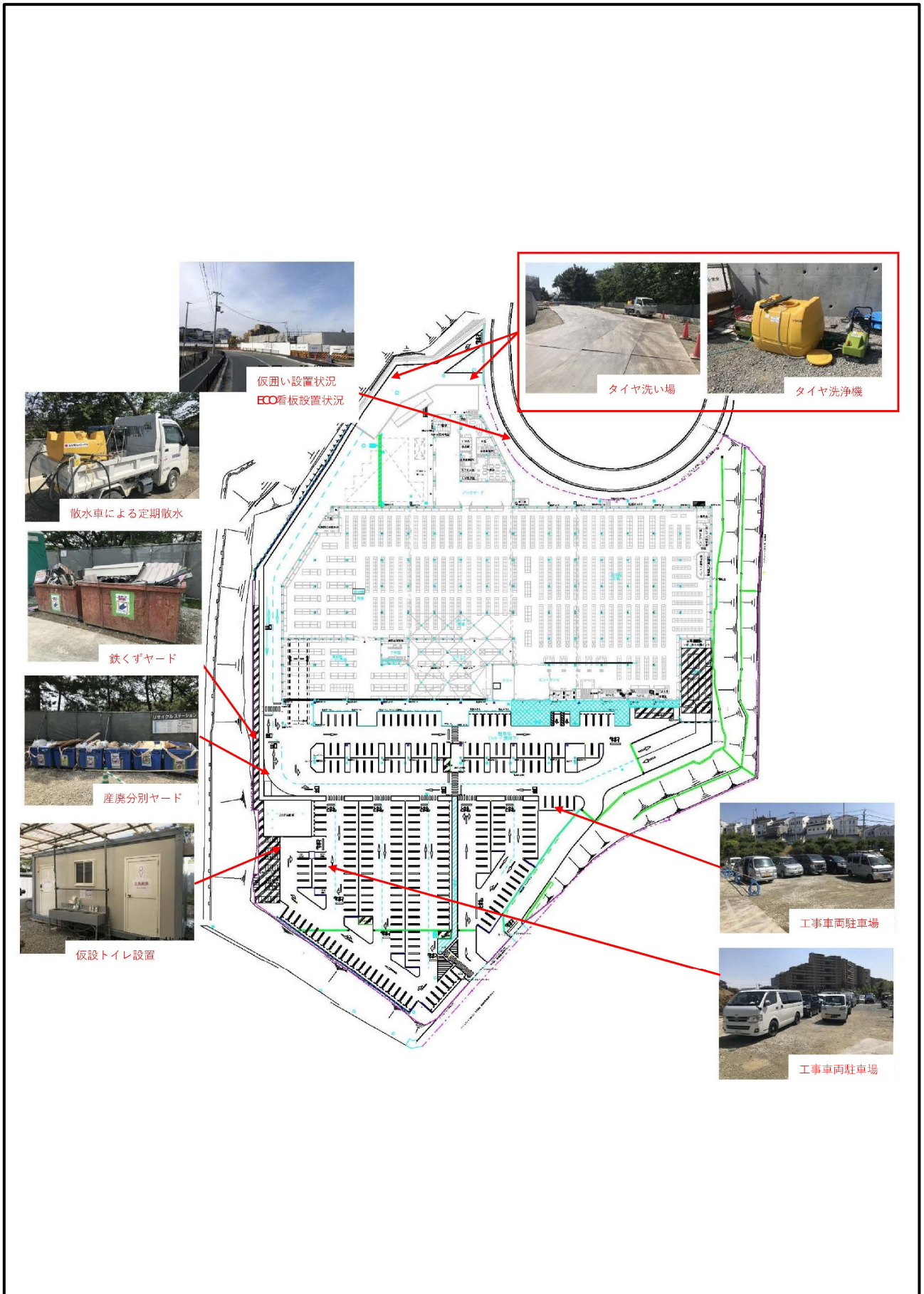


図 7-1 (1) 環境取組実施状況 (1)



道路への土砂、粉塵飛散防止
タイヤ洗浄



仮囲い養生シート
騒音計、振動レベル計設置



仮囲いシート設置



仮囲い設置
養生シート、フラットパネル、
フェンスバリケード+シート



仮設トイレ設置

図 7-1 (2) 環境取組実施状況 (2)

8 委託先の名称等

委託先の名称 : 株式会社CEサポート
代表者氏名 : 代表取締役 田中 慎
主たる事務所の所在地 : 大阪府大阪市中央区難波 5 丁目 1 番 60 号